

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

株式会社シンカ

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	11
5. 従業員の状況	12
第2 事業の状況	13
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	13
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	16
3. 事業等のリスク	17
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	22
5. 経営上の重要な契約等	26
6. 研究開発活動	27
第3 設備の状況	28
1. 設備投資等の概要	28
2. 主要な設備の状況	28
3. 設備の新設、除却等の計画	28
第4 提出会社の状況	29
1. 株式等の状況	29
2. 自己株式の取得等の状況	45
3. 配当政策	46
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	47
第5 経理の状況	60
1. 財務諸表等	61
(1) 財務諸表	61
(2) 主な資産及び負債の内容	98
(3) その他	100
第6 提出会社の株式事務の概要	129
第7 提出会社の参考情報	130
1. 提出会社の親会社等の情報	130
2. その他の参考情報	130
第二部 提出会社の保証会社等の情報	131
第三部 特別情報	132
第1 連動子会社の最近の財務諸表	132
第四部 株式公開情報	133
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	133
第2 第三者割当等の概況	135
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	135
2. 取得者の概況	136
3. 取得者の株式等の移動状況	138
第3 株主の状況	139
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2024年2月21日

【会社名】 株式会社シンカ

【英訳名】 Thinca Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江尻 高宏

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田錦町三丁目3番地

【電話番号】 03-6721-0415（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 石川 祐介

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田錦町三丁目3番地

【電話番号】 03-6721-0415（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 石川 祐介

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	165,850	255,451	387,680	577,093	768,268
経常損失(△) (千円)	△163,887	△350,366	△241,498	△91,596	△150,836
当期純損失(△) (千円)	△169,774	△368,620	△268,927	△89,777	△136,124
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	144,532	492,404	202,426	99,000	99,000
発行済株式総数 普通株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式 D種優先株式 (株)	28,734 5,527 3,461 — —	28,734 5,527 3,461 21,742 7,844	28,734 5,527 3,461 21,742 7,844	28,734 5,527 3,461 21,742 7,844	28,734 5,527 3,461 21,742 7,844
純資産額 (千円)	50,697	377,821	508,937	419,160	283,035
総資産額 (千円)	98,416	465,821	623,431	529,143	399,776
1株当たり純資産額 (円)	1,343.99	6,353.79	7,561.33	155.69	105.13
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失(△) (円)	△4,752.51	△6,843.45	△4,511.15	△33.35	△50.56
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	51.5	81.1	81.6	79.2	70.8
自己資本利益率 (%)	△234.6	△172.0	△60.7	△19.3	△38.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△97,262	△185,697
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	22,012	△8,917
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△3,297	△3,297
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	416,430	218,516
従業員数 (名)	23	45	45	38	53

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年8月14日付でA種優先株式5,527株、B種優先株式3,461株、C種優先株式21,742株及びD種優先株式7,844株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を38,574株交付しております。また、2023年8月17日開催の取締役会決議に基づき、自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、又、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 第5期、第6期及び第7期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
10. 第8期及び第9期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第5期、第6期及び第7期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該各数値については株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
11. 当社は、2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失（△）を算定しております。
12. 2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第5期、第6期及び第7期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
1株当たり純資産額 (円)	33.60	158.84	189.03	155.69	105.13
1株当たり当期純損失（△） (円)	△118.81	△171.09	△112.78	△33.35	△50.56
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)

2 【沿革】

当社設立以後、現在までの沿革は次のとおりであります。

年月	概要
2014年1月	東京都文京区にて株式会社シンカ設立
2014年8月	クラウドサービス「おもてなし電話」の正式リリース
2015年5月	本社を東京都千代田区に移転
2015年12月	東日本電信電話株式会社と代理店業務委託契約を締結
2016年7月	「おもてなし電話」通話録音機能の提供開始
2017年7月	「おもてなし電話」SMS送信機能の提供開始
2017年9月	本社を東京都新宿区に移転
2019年3月	株式会社NTTドコモ（現エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）と取次契約を締結
2019年4月	西日本電信電話株式会社と代理店業務委託契約を締結
2019年9月	「おもてなし電話」電話音声テキスト化機能の提供開始
2019年11月	「おもてなし電話」をコミュニケーションプラットフォーム「カイクラ」へ名称変更
2020年2月	「カイクラ」上でのSMS送信技術に関する特許を取得（特許番号：第6667683号）
2020年8月	「カイクラ」FaceTalk（ビデオ通話機能）の提供開始
2021年3月	「カイクラ」通話録音テキスト要約機能の提供開始
2021年5月	本社を東京都千代田区に移転
2022年7月	大阪府吹田市に大阪支店を開設
2022年9月	「カイクラ」携帯通録サービスの正式提供開始
2022年12月	福岡県福岡市博多区に九州開発センターを開設
2023年5月	京都府京都市下京区に京都開発センターを開設
2023年6月	「カイクラ」メール連携機能の提供開始

3 【事業の内容】

当社は、「ITで世界をもっとおもしろく」を経営理念に掲げております。現在、様々な分野においてテクノロジー化が進んでおりますが、中小企業をはじめとした顧客対応業務ではこうしたテクノロジー化が進んでおり、様々な課題が発生しております。特に、電話をはじめとした顧客とのコミュニケーションについては、そもそもこうしたコミュニケーションを記録していないこと、仮に記録していたとしても顧客情報との紐づけができるおらず、その活用の幅が極めて狭いことなどの課題があります。その結果、顧客とのコミュニケーションに関しては、電話対応者などのコミュニケーションスキルに依存し属人化することとなり、会社として顧客対応を均一に行うことができない、顧客とどのようなコミュニケーションを行っているのか把握できないなど、多くの課題が発生しています。

これらを解決すべく、当社は“会話をクラウドでおもしろく！”をコンセプトとする「カイクラ」を提供しております。「カイクラ」は、顧客（注1）に関する情報をクラウド（※）に蓄積しており、カイクラユーザー（注2）のオフィスの固定電話に着信があった場合、その着信と同時に「カイクラ」と連携したパソコン／タブレット／スマートフォンの画面に自動で顧客情報をポップアップ表示します。このポップアップ画面では過去の会話履歴メモや録音記録も参照することができるため、電話対応者は顧客情報や会話履歴を画面で確認しながら電話応対が可能となり、結果、顧客とのコミュニケーションに関して属人化からの脱却が可能となり、顧客との電話業務に関わる課題を減らし、より円滑なコミュニケーションを実現することができます。

さらに「カイクラ」はSMS（※）送信機能、通話録音機能、ビデオ通話機能、携帯通話録音機能、及びメール連携機能などを備えています。これらの機能により、顧客がカイクラユーザーのオフィスに電話した場合だけではなく、カイクラユーザーから顧客に送信したSMS、顧客と行ったビデオ通話記録、携帯電話の録音記録やメールによるコミュニケーションも顧客情報と関連付けて一元管理し、自動で保存することができます。その結果、カイクラユーザーはきめ細やかな顧客対応を安定して実現できるだけではなく、カイクラ内のコミュニケーション履歴を参照することで、顧客とのコミュニケーションを組織として管理することが可能となります。

また販売面では、自社の販売部門や、販売代理店や取次店などの販売パートナーによる「カイクラ」の販売に加え、「カイクラ」の機能をより迅速に展開するため、「カイクラ」の一部機能を他社にOEM（※）提供することで、先方の販売力とブランド力を生かして「カイクラ」機能の拡大を担っていただいております。

当社は「カイクラ」を通して、顧客との様々なチャネルによるコミュニケーションを自動で記録・整理し一元管理し、必要な時にこれを参照できるようにすることで、顧客とのコミュニケーションロスやクレームを減らし、カイクラユーザーと顧客の双方の満足度を向上させるとともに、コミュニケーションに関する業務の効率化やカイクラユーザーにとって優良な顧客の囲い込みを可能とすることで、「カイクラ」を利用する企業や店舗、個人事業主などの生産性の向上に寄与していきたいと考えております。なお、当社は、カイクラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の開示を省略しております。

- (注) 1. カイクラユーザーのお客様（カイクラユーザーが提供する製品・サービスを利用している企業や個人）
2. 当社が提供する「カイクラ」を利用している、当社の直接のユーザー

(1) コミュニケーションプラットフォーム「カイクラ」

(a) 「カイクラ」の特徴

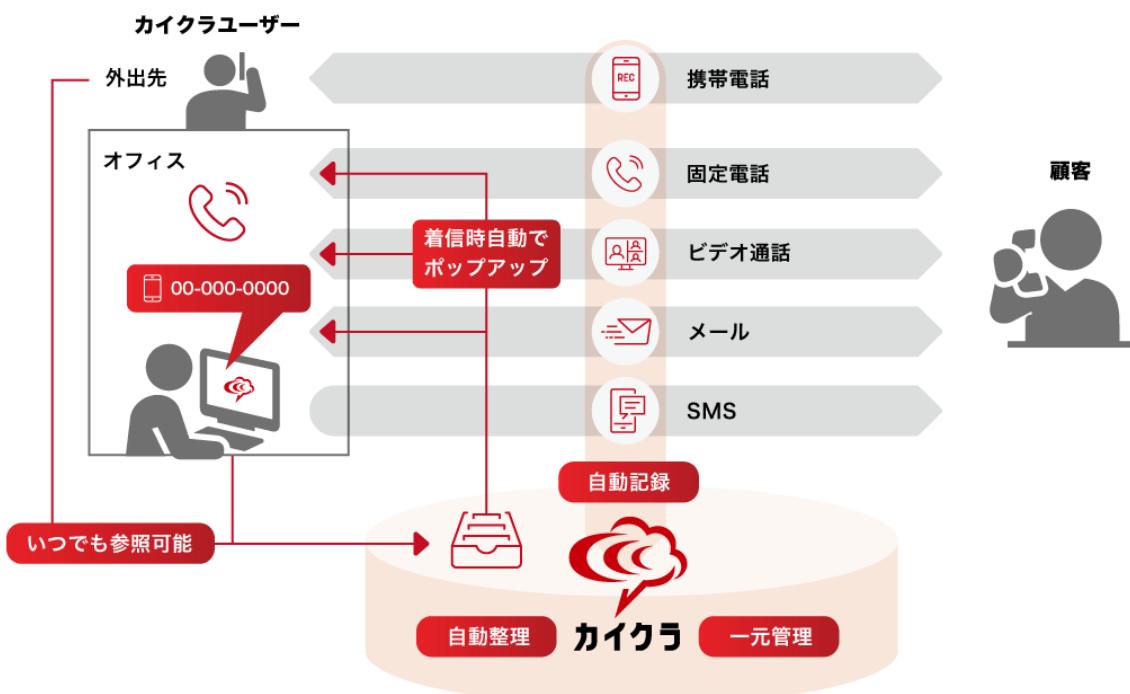
「カイクラ」は、企業活動で発生する様々なコミュニケーションのDX（※）を実現するサービスであり、個別の機能として、オフィスの固定電話でのコミュニケーション支援機能やSMS送信機能、通話録音機能、ビデオ通話機能、携帯電話録音機能、及びメール連携機能などを備えております。「カイクラ」を使うことにより、顧客とのこうしたコミュニケーションを自動で記録・整理し、一元管理することができます。

例えば、固定電話とSMSなど、異なるコミュニケーション手段を用いて顧客とコミュニケーションを取った場合であっても、カイクラユーザーはカイクラを通じ、これらを自動で記録・整理し、顧客情報と関連付けして一元管理することが可能となります。その結果、「カイクラ」を導入したオフィスでは、コミュニケーションの属人化を排除することができ、電話対応者の業務経験やスキルに依存しない、より質の高い顧客対応が可能となります。

また、固定電話及び携帯電話の会話を「カイクラ」で録音した場合、AI（※）により自動でテキスト化することができます。このテキスト化されたデータを用いて、「解約」等ビジネス上影響があると考えられる単語の強調表示や会話内で頻出する単語の分析などが可能となります。

「カイクラ」は、オフィスに設置したカイクラアダプターにより、そのオフィスへの固定電話への着信時に、インターネット回線を通じて関連する顧客情報やコミュニケーション履歴を自動で呼び出し、パソコン／タブレット／スマートフォンにこれらをポップアップします。カイクラアダプターを設置しても、カイクラユーザーは自身の固定電話番号などの電話環境を変更する必要はありません。

これにより、カイクラユーザーは既存の電話環境を維持しながらも顧客対応業務の効率を改善させ、電話対応の負担を削減できることから、顧客満足度及び従業員満足度を向上させ、結果カイクラユーザーの収益向上に貢献します。なお、「カイクラ」サービスのイメージ図は下記のとおりです。



(b) 「カイクラ」の主な機能

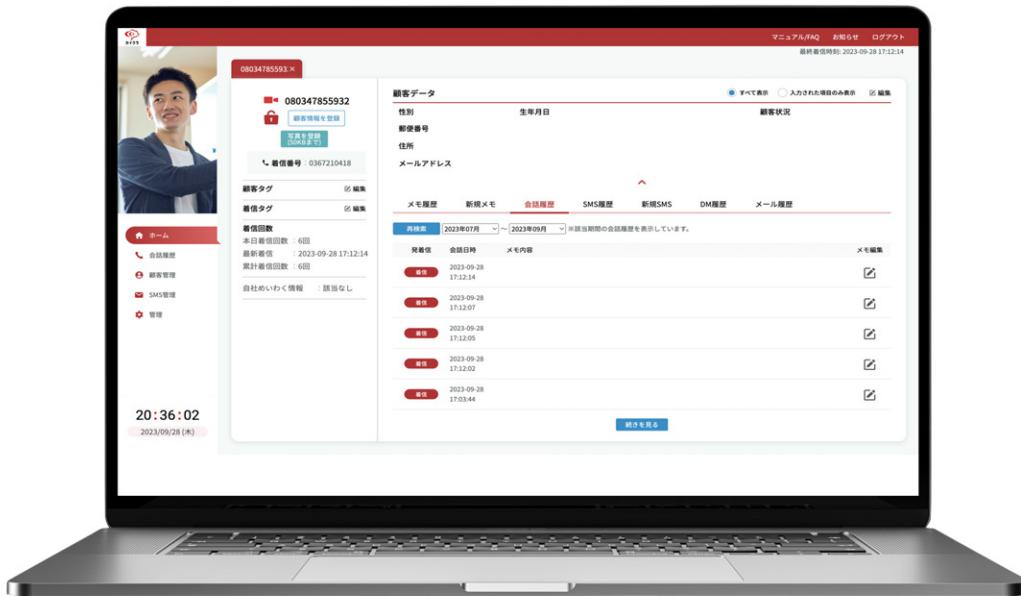
イ. 固定電話でのコミュニケーション支援

カイクラユーザーのオフィスの固定電話へ着信があった時に、関連する顧客情報や会話履歴を自動で呼び出し、パソコン／タブレット／スマートフォンにこれらをポップアップします。ポップアップさせる情報はカスタマイズ可能であり、例えば顧客氏名、住所、営業担当者、商品購入日、商品の詳細など、カイクラユーザーのニーズに合わせたオリジナルの画面を提供することができます。

また、カイクラユーザーが他社のCRM(※)システムを通じて顧客情報を管理している場合、API連携(※)により「カイクラ」とこれらCRMシステムとを連携させることができます。この場合、カイクラユーザーのオフィスへ着信があった時に、当該CRMシステムで管理されている情報を、「カイクラ」の画面上に表示させることができます。

これにより、電話の応対時に、カイクラユーザーが必要とする情報を確認できることから、よりきめ細やかで安定したコミュニケーションが可能となります。また、顧客情報はクラウド上のデータベースに蓄積されており、これは電話着信時だけではなくいつでも参照することができるため、カイクラユーザーは組織として、顧客情報やコミュニケーション履歴を管理することができます。

なお、カイクラ画面のイメージは以下のとおりです。



口. SMS送信

「カイクラ」の画面から、以下のイメージのように、顧客や自社の従業員に対してSMSを送信することができます。SMSは携帯電話の番号に対して送信できるため、顧客への連絡や不在時の伝言に有効となります。また、「カイクラ」は送信したSMSの履歴を自動で記録し、顧客情報と関連付けて一元管理するため、どの顧客に・いつ・どのようなSMSを送信したか、顧客情報から検索できるだけでなく、カイクラユーザーのオフィスの電話に着信があった時にはその内容がパソコンなどの画面にポップアップされます。

さらに、「カイクラ」のSMS送信機能は予約送信機能を有しているため、例えば来店予約の前日に来店リマインドのメッセージを自動で送付するなど、いわゆるMA(※)ツールとして利用することも可能です。



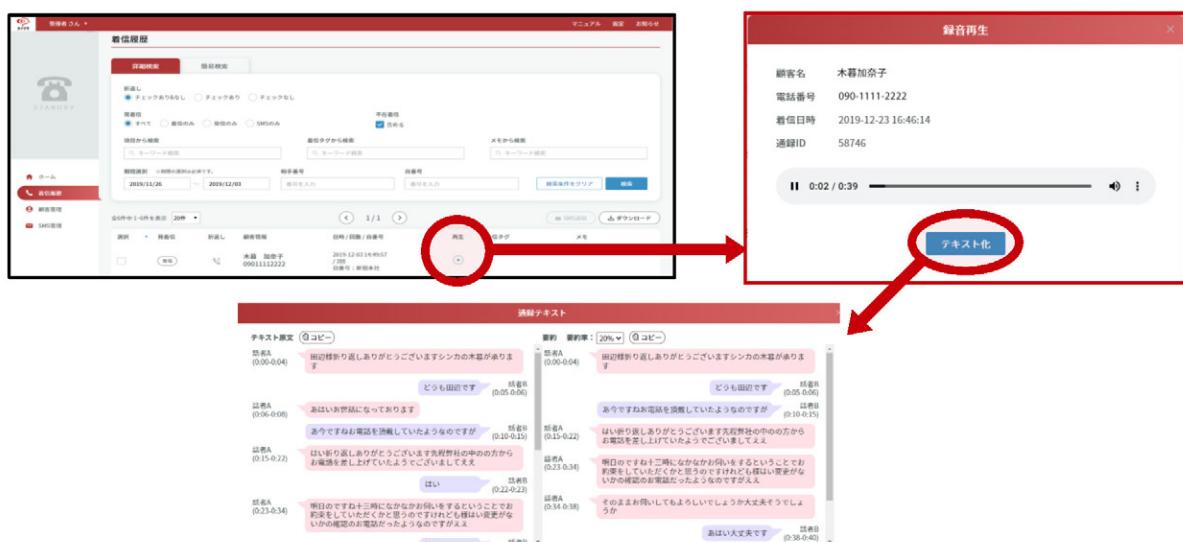
ハ. 通話録音

カイクラユーザーのオフィスの電話の内容を自動で録音し保存することができます。また、この電話の会話内容をAIにより自動でテキスト化し、さらに生成AIによりそのテキストを要約することも可能です。

通話録音の音声データ及びそれをテキスト化したデータは、「カイクラ」により自動で顧客情報と関連付けられ、一元管理されます。

この通話録音機能により、カイクラユーザーは重要な会話などについてあとから聞き直すことができ、より適切な顧客対応が可能となります。また、会話のテキストデータは「カイクラ」上で検索や分析が可能となるため、「解約」「キャンセル」などの特定のキーワードが含まれている会話だけを抽出したり、どのようなキーワードが頻繁に使われていたりするのかなどの分析も可能となります。

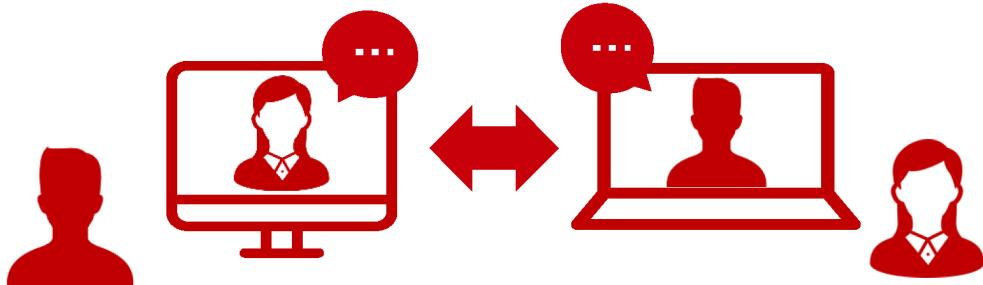
通話録音機能に関する「カイクラ」の画面は以下のとおりです。



二. ビデオ通話

「カイクラ」はビデオ通話機能を有しております。特定のアプリケーションのインストールは不要で、パソコンやスマートフォンのブラウザ上で簡単にビデオ通話を行うことができます。このビデオ通話機能ではカメラを通じた動画や音声だけでなく、パソコンやスマートフォンの画面の共有も可能であり、またビデオ通話内容を録画することも可能です。この録画データも「カイクラ」により自動で顧客情報と関連付けて記録・整理され、他のコミュニケーション履歴とともに一元管理されます。また、その履歴は必要に応じて検索が可能です。

ビデオ通話機能のイメージ図は以下のとおりです。



ホ. 携帯通話録音

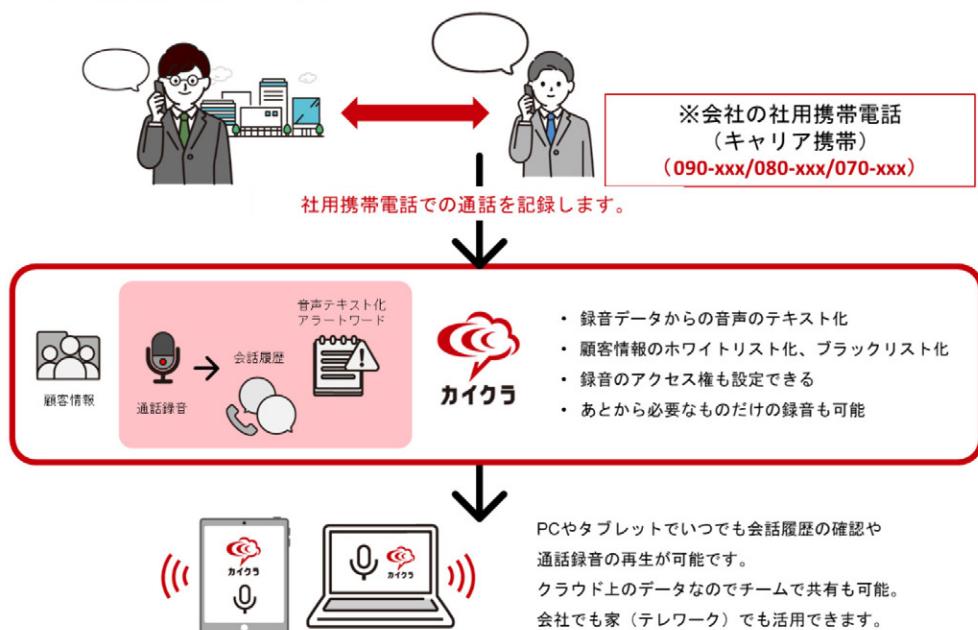
「カイクラ」は、固定電話だけでなく、社用の携帯電話で会話を自動で録音することができます。また、この電話の会話内容をAIにより自動でテキスト化することも可能です。

この携帯電話での会話の音声データ及びそれをテキスト化したデータは、「カイクラ」により自動で顧客情報と関連付けて記録・整理され、他のコミュニケーション履歴とともに一元管理されます。その結果、カイクラユーザーはこの携帯電話での会話データを、顧客情報、オフィスの固定電話での会話内容、送信したSMS、ビデオ通話内容とともに参照することが可能です。

「カイクラ」の携帯通録は、録音データのアクセス権をアカウントごとに設定できるだけではなく、電話の相手先の属性ごとに、携帯電話での会話の録音可否を設定できます。このように、携帯電話での会話については、録音記録が必要な会話のみを記録し、必要な従業員にしかそれをアクセスできないようにすることで、個人情報やプライバシーに配慮しながら、必要な会話を一元管理することが可能となります。

携帯通話録音機能のイメージ図は以下のとおりです。

カイクラ携帯通録サービス



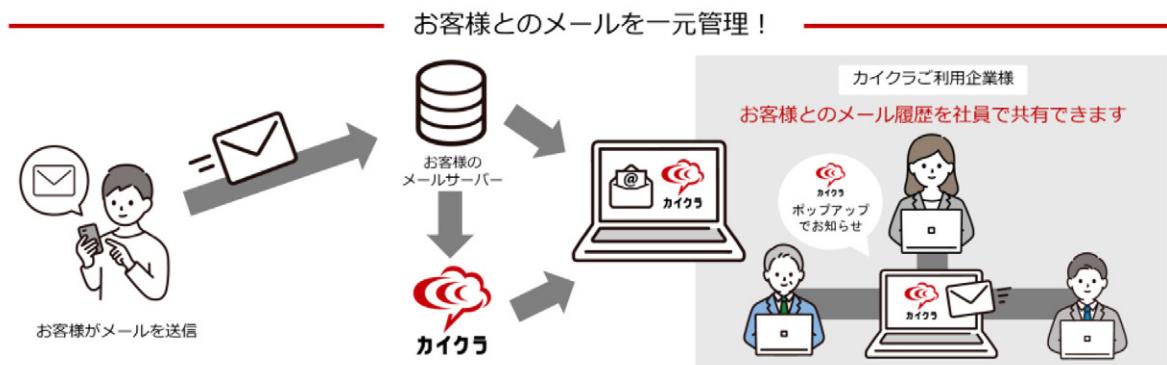
(注) 3. 現在、携帯通話録音機能はNTTドコモ、au、SoftBankの提供する社用携帯電話のみ対応しております。

へ. メール連携

「カイクラ」は、オフィスの固定電話着信と同様に、メールの送信時及び受信時にその内容を「カイクラ」に取り込み、社内のチームメンバーに対してポップアップ通知することができます。これにより、「カイクラ」の画面上で顧客とのメールのやり取りを確認・共有できるとともに、固定電話やSMS、ビデオ通話、携帯電話など、「カイクラ」で一元管理されているその他のコミュニケーション履歴を参照しながらメール対応することが可能となります。

また、「カイクラ」に取り込むメールは顧客とのメールに限定し、その他の不要なメールは取り込まないなど、個人情報やプライバシーに配慮しながら必要なメールのみを一元管理することができるです。

メール連携機能のイメージ図は以下のとおりです。



(2) 「カイクラ」の収益構造

「カイクラ」の主な収益構造は、カイクラユーザーから得られる「カイクラ」の利用料収入であります。

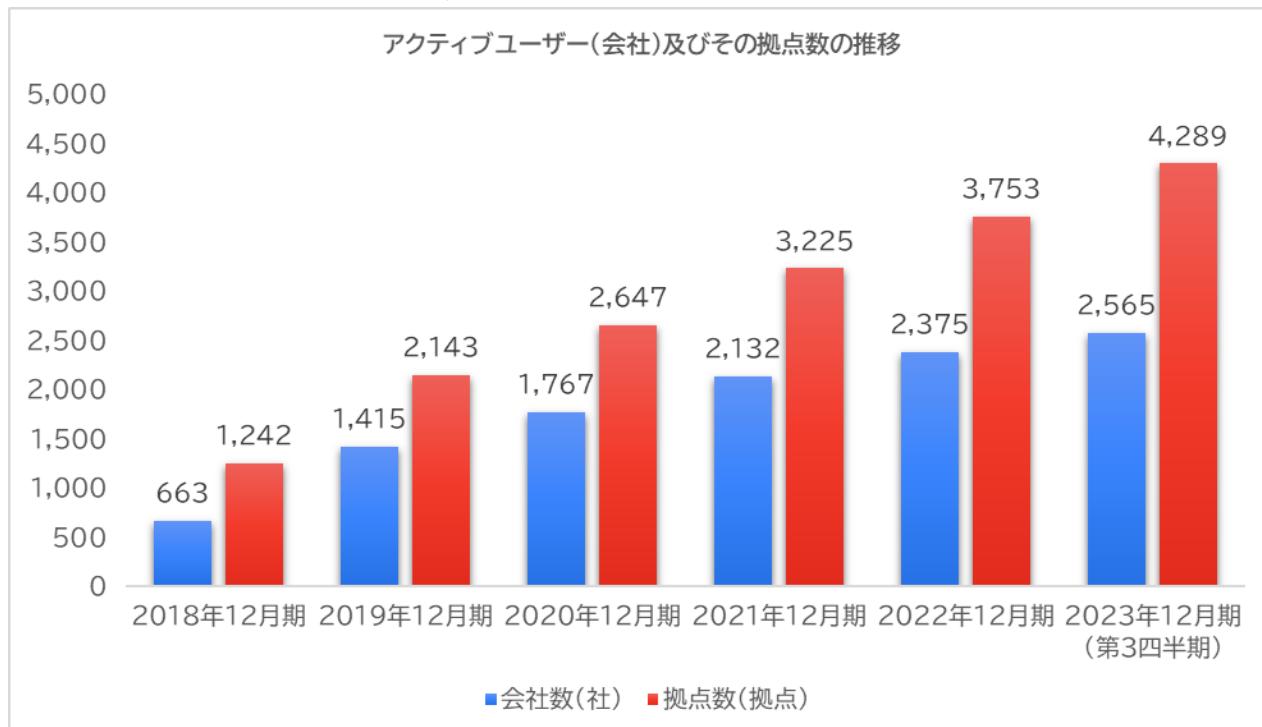
この利用料収入は、「カイクラ」導入時の初期費用、サブスクリプション（※）型の月額利用料及びSMSなどの従量課金売上の3つから構成されます。

初期費用は「カイクラ」を導入した拠点ごとに収益計上されます。また月額利用料及び従量課金売上は「カイクラ」を導入した拠点が継続して「カイクラ」を利用することで収益が計上されます。

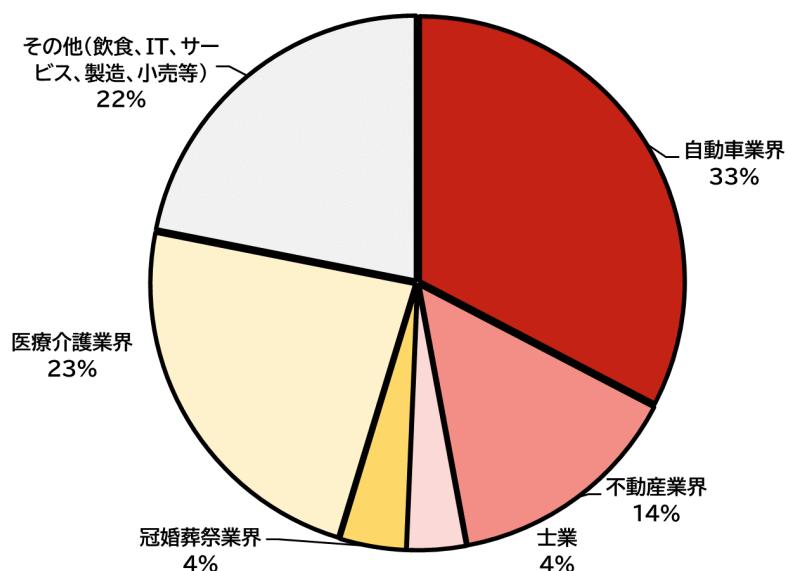
当社の収益モデルは、「カイクラ」導入拠点数及びその利用量が増加するに従って月額利用料及び従量課金売上などの収益が増加する、いわゆるSaaS（※）型の収益モデルとなっております。

2018年12月期以降の各期末時点でのアクティブユーザー（注4）（会社）及びその拠点数の推移、業界ごとの導入企業割合は以下のとおりです。

（注）4. アクティブユーザー：獲得したカイクラユーザーのうち、解約によりカイクラを利用しなくなったユーザーを除いたユーザー数

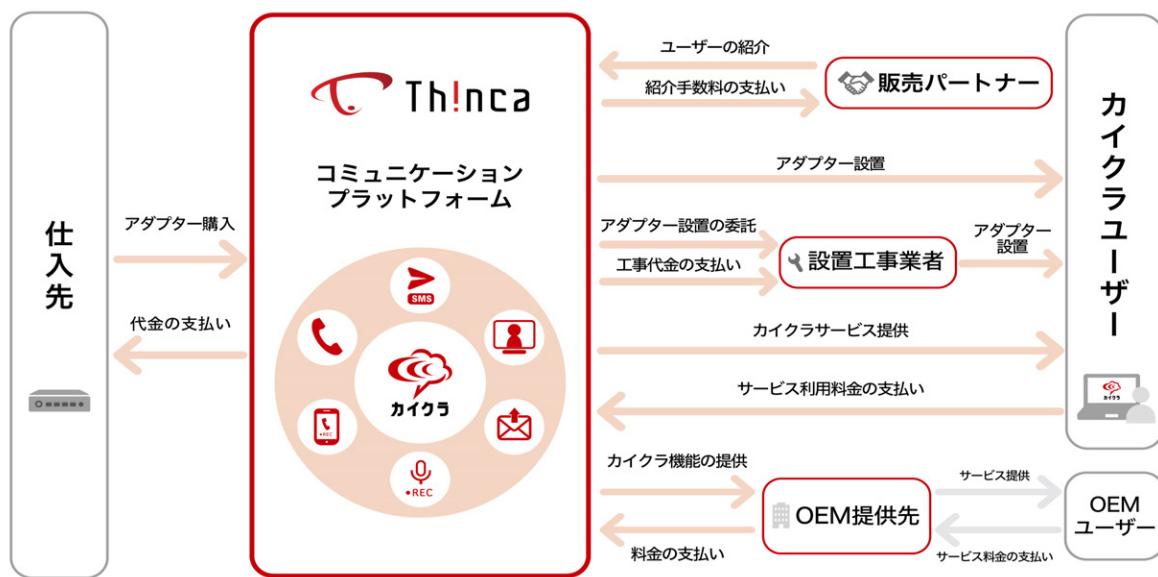


業界ごとの導入企業割合（2023年9月末現在）



また、当社の事業系統図は以下のとおりであります。

[事業系統図]



<用語集>

下記は、「3 事業の内容」の文章中において※で示した用語の本書内での意味を説明しております。

用語	説明
クラウド	インターネット等を経由して、コンピュータ資源をサービスの形で提供する形態のこと。
SMS	「Short Message Service」の略称で、携帯電話の電話番号を使ってメッセージがやりとりできるサービスのこと。
OEM	「Original Equipment Manufacturing」の略称で、委託者や発注元の名称・ブランドで製品やサービスを生産・提供すること。
DX	「Digital Transformation」の略称で、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務や組織などを変革し、競争上の優位性を確立すること。
AI	「Artificial Intelligence（人工知能）」の略称で、コンピュータがデータを分析し、推論、判断、最適化提案、課題定義や解決、学習等を行う、人間の知的能力を模倣する技術のこと。
CRM	「Customer Relationship Management」の略称で、顧客管理のためのツールやシステムのこと。
API連携	APIは「Application Programming Interface」の略称で、API連携とはアプリケーション間やシステム間でデータや機能を連携し、利用できる機能を拡張すること。
MA	「Marketing Automation」の略称で、ソフトウェアを利用してマーケティング活動を自動的に行うプロセスのこと。
サブスクリプション	顧客に対し提供するサービスの対価を、利用期間に応じて継続的に受領する収益モデルのこと。
SaaS	「Software as a Service」の略称で、クラウド上にソフトウェアを用意し、インターネット経由でその機能を利用できるサービスのこと。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年1月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
56	37.8	2.8	5,857

事業部門の名称	従業員数（名）
営業部	12
パートナー営業部	5
アライアンス部	7
カスタマーソリューション部	10
グロースハック室	1
開発部	8
管理部	13
合計	56

- (注) 1. 当社の事業セグメントはカイクラ事業のみの単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男性の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営理念

当社は、企業の生産性と幸福度を世界一に導きながら日本をもっと元気でおもしろい国にしよう！ そして世界をもっとおもしろくしよう！ という思いから、「ITで世界をもっとおもしろく」を経営理念に掲げております。

この経営理念を実現するために、顧客とのコミュニケーションを自動で記録・整理し、一元管理することのできる「カイクラ」を開発・提供しております。

「カイクラ」を通してコミュニケーションテクノロジーを進化させ、人と人のつながりを強くし、あらゆる企業のコミュニケーションエラーを解消することで、ビジネスにおけるあらゆる会話をおもしろくする。そして、顧客も社員も社員の家族も、みんな幸せになる、また、毎日が本当に楽しいと思える、そんな社会を実現したいと考えております。

(2) 事業展開方針

① 短期的な方針

当社は、これまで自動車業界、不動産業界といった、顧客との継続的な関係性を重視する特定の業界をターゲットとして製品販売しておりましたが、同様のニーズを持つ新たなターゲット業界を新規開拓するとともに、より広い販売機会を求め、当社以外の企業とのアライアンス構築を行っております。さらに、大企業への「カイクラ」導入を目的としてNTTグループとの協業を強化する一方で、拠点を多く持たない小規模な零細企業に対しては、「カイクラ」の一部機能を他社にOEM提供し、他社製品の一部として販売するなど、戦略的な販売活動を行っております。

また、商品戦略として、オフィスでの固定電話でのコミュニケーションだけではなく、SMSやビデオ通話、携帯電話での通話やメールでのコミュニケーションなど、様々な種類のコミュニケーションを一元管理しておりますが、さらに別のチャネルのコミュニケーションを「カイクラ」に取り込むことにより、カイクラユーザーに対しより価値のあるサービスを提供し、コミュニケーションプラットフォーマーとしての地位を確立することを目指しております。

② 中長期的な方針

現在、「カイクラ」は固定電話や携帯電話などによる顧客とのコミュニケーションに対応しており、顧客情報やコミュニケーション履歴をデータベースで一元管理し、導入オフィスにおいて顧客対応の属人化を解消することを可能にしております。将来的には、蓄積されたデータに基づき会話の量や質、顧客とのリレーションを測定し、よりよいコミュニケーション方法を提案することで、顧客コミュニケーションの効率化と快適性の向上を図ってまいります。

また、日本のビジネス文化では、人と人との関係性を重視し会話や雑談を通じて人との距離を縮めようとする傾向がある一方で、会話によるコミュニケーション上の課題や非効率な顧客コミュニケーションが生じやすくなると考えております。当社は「カイクラ」の提供を通じ、コミュニケーションエラーや非効率を解消しながらも、会話や雑談を通じた温かみのあるコミュニケーションを拡げていきたいと考えております。

(3) 経営環境

当社は「カイクラ」をクラウドサービスとして提供しております。

当社が属するクラウドサービス市場は、クラウド技術の発展・普及によって、企業内に情報システムを構築することなくデータの共有や機能の拡張ができるようになったことから、国内でクラウドサービスを一部でも利用している企業の割合は、2022年時点で72.2%（出典：総務省「令和4年通信利用動向調査」）となっており、今後もその拡大が進むものと考えられております。

また、顧客ニーズの多様化により、消費者個人の嗜好に合わせたきめ細かな対応やサービスが求められる中、顧客情報管理の重要性が高まっております。CRMの活用により顧客とのコミュニケーションデータを蓄積し、失注やキャンセルといった課題を把握することで、顧客へのアプローチやサービス改善に活かすことが可能となります。新型コロナウィルス感染症拡大によるリモートワークの普及や企業のデジタル化の促進の影響もあり、こうしたCRMを導入する企業は年々増加し、現在ではさまざまなCRMサービスが登場しております。

このような経営環境のもと、当社は「カイクラ」を開発・販売しております。顧客とのコミュニケーションは様々なチャネルを経由して行われますが、「カイクラ」を用いることにより、こうした様々なチャネルにおける顧

客とのコミュニケーションを自動で記録・整理し、一元管理することが可能となります。その結果カイクラユーザーは、顧客ニーズの分析、応答品質の向上、リスク管理といった顧客対応力を向上させることができることから、今後もそのニーズが広がるものと考えております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

企業理念「ITで世界をもっとおもしろく」の追求及び企業ミッションである「企業のあらゆる会話をおもしろくする」の実現のためには、当社のサービスであるクラウドサービス「カイクラ」の認知度向上とさらなる普及が重要であると考えております。

当社は、さらなる事業推進のため、以下の7点を重要課題として取り組んでまいります。

① 販売力強化について

当社は、「カイクラ」のニーズが高い業界を絞り込み、そこを販売ターゲットとする営業戦略をとっており、主にこれまで自動車業界、不動産業界における製品販売に注力してまいりました。当該戦略は一定の成果がありましたが、引き続き当社事業の持続可能性を高めるため受注件数を拡大させていくことが喫緊の課題であると認識しております。具体的には、自動車・不動産業界以外の新たな注力業界を新規開拓するとともに、そうした業界において影響力の強い企業とのアライアンス構築を行います。さらに、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社との代理店業務委託契約、株式会社NTTドコモ（現エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）との取次契約を締結することでNTTグループとの協業について強化を行い、さらなる知名度向上と収益獲得に取り組んでまいります。また、多拠点を有する中規模以上の企業への販売に焦点を当てるなど、戦略的な販売活動を継続してまいります。

さらに商品戦略としては、通話録音機能や音声テキスト化機能などの付帯率を高めることによりユーザー単価を上げるとともに、固定電話だけでなく携帯電話でのコミュニケーションを一元管理するための携帯通話録音機能など、新しい機能を追加開発していくことで、より幅広い業界に対し、「カイクラ」を提供してまいります。

② 認知度向上について

当社は、顧客とのコミュニケーションが発生するあらゆる企業は「カイクラ」を利用することで企業の生産性を高めると考えておりますが、「カイクラ」の認知度は総じて低く、こうした企業が「カイクラ」を認知し、その利便性を認識していただくまでに相当の時間を要しております。そのため、当社は「カイクラ」及び当社の認知度向上が急務であると捉えており、これまで雑誌等のメディアや講演等だけでなく、オウンドメディアを通じた認知度向上を図ってまいりましたが、今後はより一層、問い合わせ及び受注可能性を高めるためのプロモーション及びマーケティングを強化する必要があると考えております。引き続き、費用対効果を勘案しながら、「カイクラ」の魅力を伝えるべく、インターネット、リアル問わず様々な施策を検討、実施をしてまいります。

③ カスタマーサクセス強化について

当社サービスを利用したカイクラユーザー事業の成功は、当社サービスの継続的な利用につながり、もって顧客生涯価値の向上に寄与すると認識しております。そのため当事業年度におきましては、継続的にカイクラユーザーのカイクラ利活用を促進し、長期的に良好な関係を構築するカスタマーサクセスグループを強化してまいりました。今後は、よりカイクラユーザーへの価値提供を行うためにアップセルを強化していく必要があるとの認識を強めております。ただし、ユーザー数が増えれば増えるほど顧客対応コストは増大化していくため、より効率的な顧客対応方法の探索も注力してまいります。引き続き顧客満足度の向上を図り、当社サービスのファン化、解約防止に努めつつ、オプションサービスの追加販売に注力してまいります。

④ 商品力強化について

当社の主力商品である「カイクラ」は、通話録音機能や音声テキスト化機能、SMS送信機能、ビデオ通話機能等、固定電話でのコミュニケーションに対する様々なオプションサービスを提供してまいりました。当事業年度においてはこれに追加して携帯通録機能やメール連携機能を開発、販売開始したことにより、携帯電話やメールでのコミュニケーションも一元管理できるようになり、さらに幅広いコミュニケーションを一元管理することを可能としました。当社は、今後も様々なコミュニケーションを統合・整理するサービスを構築することが当社の競争力の源泉になると確信しております。そのため、今後は当該サービス・商品の開発に係る投資を積極的に行ってまいります。

⑤ 組織力強化について

当社は、事業拡大に伴う人員不足を重要な課題としており、継続的な人材採用活動を推進いたしました。この結果、第9期事業年度では25名、第10期事業年度では10名を正社員として採用しました。また、コロナ収束後も引き続き、リモートワーク制度やフレックスタイム制度を実施し、より柔軟な勤務を可能としております。

今後は、社会環境に適応するためにこうした柔軟な勤務体系を維持しつつ、当社で働く社員が一枚岩となるために、更なる雇用環境の整備が必要であると考えております。具体的には、当社のミッション・ビジョン・バリューの浸透、組織構成の再検討、社内教育制度の拡充、人事評価制度の整備・運用、賃金体系構築、社内外に向けたイベント実施等の施策を通じて、組織強化に努めてまいります。

⑥ 内部管理体制強化について

当社は、順調に業容が拡大している状況のもと、企業としての社会的責任は益々高まっているとの認識を強めています。これまでも経営管理体制を一新し、ガバナンス強化を図ってまいりましたが、コーポレート・ガバナンス強化のための積極的な取り組みは、企業価値向上の近道であると考えております。そのため、引き続きよりよい組織体制の整備及び社内規程・業務マニュアル見直しを推進し、さらなる管理体制強化及び統制強化による事業リスク低減に努めてまいります。

⑦ 財務基盤強化について

当社は、さらなる事業拡大のために、組織、営業、マーケティング、商品開発等様々な観点から戦略を策定しておりますが、当該戦略を遅滞なく実行するために、安定した財務基盤を確立・維持することが急務であると捉え、第三者割当増資や費用の見直しによる財務基盤強化に努めてまいりました。今後は引き続き、受注数増大のみならず、費用の見直しを定期的に実施するとともに、キャッシュ・フロー経営を推進することで、健全な財務基盤構築に努めてまいります。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の収益拡大が経営上の最重要課題であり、「カイクラ」の利用契約数の拡大がこれに寄与すると考えております。また、当社の主な収益モデルはサブスクリプション型であるため、毎月継続的に得られる収益も重要視しております。そのため、アクティブユーザー（注）1の会社数及び拠点数、MRR（Monthly Recurring Revenue）（注）2、月次解約率（注）3及びARPA（ユーザー1拠点あたりの売上単価）（注）4を経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標としております。

- （注）1. アクティブユーザー：獲得したカイクラユーザーのうち、解約によりカイクラを利用しなくなったユーザーを除いたユーザー数
2. MRR（Monthly Recurring Revenue）：各月の「月額売上」と「従量課金売上」の合計
3. 月次解約率：当該月に解約したユーザーに関するMRR ÷ 前月末MRR
4. ARPA（ユーザー1拠点あたりの売上単価）：当該月のMRR ÷ 当該月末のアクティブユーザーの拠点数

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は「ITで世界をもっとおもしろく」の経営理念を掲げ、これを実現するにあたり、当社の株主・役職員・取引先などのステークホルダーの利益を最大化させるだけではなく、当社に対する社会からの要請やステークホルダーの価値観の変化を察知し、長期的な展望で事業拡大を行うことが重要であると考えております。そのため、環境や経済を社会全体で保ち続けることを志向するサステナビリティは、当社事業にとって本質的に重要な事項であり、当社の持続的な発展とは切り離すことができないと考えております。

当社はこれからも、株主・役職員・取引先などのステークホルダーだけではなく、我々の環境や社会も尊重し、サステナビリティを重要視した経営を行ってまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は現在成長途上の会社であり、適切なガバナンスを整備することで、株主・役職員・取引先などのステークホルダーや社会に対して経営の透明性を担保しながら事業規模の拡大を行うことが重要であると考えております。

その実現のために、当社は「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおり、取締役会、監査役及び監査役会、執行役員部長会、内部監査及びリスク・コンプライアンス委員会を適切に整備・運用するとともに、監査法人と適切なコミュニケーションを図っております。

(2) 戦略

当社は、サステナビリティを重視するためには適切な人材教育や、役職員が安心して働く環境を整備することが重要と考えております。そのため、人事評価において仕事の成果だけではなく、当社の掲げるValue（行動指針）をどれだけ体現しているかを評価基準としており、中長期的な従業員の教育を図っております。

また、フレックスタイム制の採用やリモートワーク体制の確保など、従業員が柔軟に働く環境作りを行っております。さらに、コンプライアンス研修やコンプライアンス管理体制の整備を通じてハラスメント防止策を講じるなど、従業員が安心して働き、自らの能力を最大限発揮することができるような就業環境を整備しております。

(3) リスク管理

当社は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおり、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。このリスク・コンプライアンス委員会にてリスクの識別・評価を行うとともに、識別されたリスクに対して、対応策を策定し実施することで、リスクの管理と対応を行っております。

(4) 指標及び目標

当社の人才培养及び社内環境整備に関する方針に関する指標及び目標として、サステナビリティを重視した事業経営を行うためには不可欠の資源であり、また大事なステークホルダーである、「従業員数」を具体的な指標として考えております。

3 【事業等のリスク】

当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性がある主要なリスクは以下のとおりであります。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に最大限の努力をしてまいります。

また、当社として必ずしも重要な事業上のリスクに該当しないと考える事項につきましても、投資者の判断上、あるいは当社の事業活動を理解するうえで重要であると考えられるものについては、投資者に対する積極開示の観点から記載しております。当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 市場環境について（顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 中長期）

当社は、クラウドサービスである「カイクラ」をSaaS形態によりサービス提供しております。当社が属するクラウドサービス市場におきましては、2022年のクラウドサービス利用企業の割合は72.2%となり（出典：総務省「令和4年通信利用動向調査」）、クラウドサービス利用や投資は継続して拡大基調にあります。しかしながら、今後、経済情勢や景気動向により同市場の拡大が鈍化、縮小するような場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合他社の動向について（顕在化の可能性 中、影響度 大、発生時期 中長期）

当社は、大手上場企業や中小企業、店舗等に対して、そのオフィスの固定電話着信時に顧客の属性や会話履歴をポップアップすることに加え、これに通話録音機能や音声テキスト化機能、SMS送信機能、メール連携機能や携帯電話でのコミュニケーションを統合・一元管理し、カイクラユーザーとその顧客のコミュニケーションをデータ化するクラウドサービス「カイクラ」を提供しております。「カイクラ」の利用によりカイクラユーザーは、その顧客ニーズの分析、応答品質の向上、リスク管理など顧客対応力を向上することが可能となります。

固定電話でのコミュニケーション支援機能や通話録音機能及び音声テキスト化機能、SMS送信機能、メール連携機能、携帯電話録音機能など「カイクラ」が持つ個々の機能について、競合他社が存在しております。また、さらなる他社の新規参入により競争がより厳しくなる可能性があります。

当社は、技術動向を把握するとともにカイクラユーザーのニーズをくみ取りながらサービス開発を行うとともに、大口ユーザーへはその契約数に応じたボリュームディスカウントなどを行うことで、サービス面及び価格面での優位性を維持する方針です。しかしながら、当社と同様のシステムを提供する競合他社の参入により競争環境が激化し、当社の優位性が失われるような場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 技術革新について（顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 中長期）

当社が事業を展開しているクラウドサービス市場は、技術革新が速く、当社の優位性を維持するためには、技術革新に即座に対応する必要があります。当社では、各種イベントやセミナーへの参加、社内の定期的な勉強会等を通じて、技術革新の動向を把握し社内で情報共有するとともに、それに対応した新サービスの提供ができるよう努めております。しかしながら、当社が技術革新に対応できないような場合、または、当社が対応できないような技術革新が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) システム障害について（顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 特定時期なし）

当社が提供する「カイクラ」は、その基盤をインターネット通信網に依存しております。このため、大規模な自然災害やテロ、戦争その他予期せぬ原因によりインターネット通信網が使用できない状態が生じた場合は、サービス提供の継続が困難となります。また、想定を超えるアクセス増加その他予期せぬ事象によるサーバダウンや当社が提供するサービスの予期せぬ不具合の発生等により、サービス提供が停止する可能性があります。このような事態を避けるため、システムやサーバの冗長化、稼働状況の監視やデータのバックアップ体制の整備、品質管理体制の強化等の対策を講じておりますが、将来においてこれらのような事態が発生した場合には、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特定のサービスへの依存について（顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 特定時期なし）

当社の売上高は、2022年12月期において、「カイクラ」によるものとなっております。当社では「カイクラ」を、より幅広いコミュニケーションを一元管理することでその競争力の維持・強化に努めるとともに、例えば通話録音機能やSMS送信機能など「カイクラ」の個別機能を単体でも販売できるようにし、外部環境の変化に左右されず安定的な収益獲得が継続できるようにすることが重要と考えておりますが、「カイクラ」の売上高が著しく減少した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 情報セキュリティ及び個人情報等の漏えいについて（顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 特定時期なし）

当社は、主力サービスである「カイクラ」サービスを提供するにあたり、個人情報その他さまざまな機密情報をカイクラユーザーより受領する場合があります。

当社が取り扱う機密情報及び個人情報について、漏えい、改ざんまたは、不正使用等が生じる可能性が完全に排除されているとはいはず、何らかの要因からこれらの問題が発生した場合には、カイクラユーザーまたは顧客からの損害賠償請求や信用失墜等により、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、情報セキュリティに関する各種規程類を整備するとともに、外部からの不正アクセス、コンピュータウイルスの侵入防止等についてシステム的な対策を講じて情報セキュリティ事故の未然防止に努めております。さらに、従業員に対しては、入社時及び年次で個人情報保護に関する研修を行うとともに、個人情報を取り扱う業務委託先に対しては、当社が預ける個人情報を適切に取り扱っているかどうかの確認を行い、情報管理への意識を高め、内部からの情報漏えいを防いでおります。

また、個人情報保護法への対応を推進し、プライバシーマークを取得して個人情報マネジメントシステムに則り、安全管理に努めております。

(7) 法的規制について（顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 特定時期なし）

当社は、基本的な企業活動に関わる法的規制に加え、電気通信事業法、クラウドサービスにおけるセキュリティ、個人情報及びプライバシー保護等の法的規制を受けております。また、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」、「反社会的勢力対策規程」、「内部者取引防止規程」やその他企業活動に関わる社内の規程やマニュアルを整備・運用することで、法令及び社内規程等の違反に係るリスク軽減を図っております。これら当社に適用される法的規制が改正・厳格化されることにより、サービス提供内容に制約が生じ、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 知的財産権について（顕在化の可能性 小、影響度 中、発生時期 特定時期なし）

当社が開発するシステムにかかる知的財産権について、第三者の知的財産権に抵触しないよう細心の注意を払つており、これまで第三者から侵害訴訟を提起されたことはなく、知的財産権の侵害を行っていないと認識しております。しかしながら、当社がそれと認識せずに第三者の知的財産権を侵害した場合には、損害賠償の請求、当該知的財産権の使用に対する対価の支払いまたはサービスの停止等が発生する可能性があり、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、第三者の知的財産権を侵害しないよう、必要に応じて弁護士や弁理士などの専門家と連携を取りリスクの軽減を図っております。

(9) アダプターの設置と確保について（顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし）

当社が提供する「カイクラ」は、カイクラユーザーの拠点にアダプターを設置することでサービスの提供が可能となり、収益認識が開始されます。この設置工事が計画どおりに進まないような事態が発生した場合、またはカイクラアダプターが計画どおりに確保できなかった場合、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、自社において設置工事を行える従業員を確保するとともに、外部の設置工事業者に設置工事を委託できる体制を整えることで、設置工事が遅延するリスクの軽減を図っております。さらに、カイクラアダプターについてはその市場の需給を確認しながら必要十分な量を確保するとともに、次世代アダプターの探索を継続的に行うことで、アダプターが不足するリスクに備えております。

(10) 人材の確保と育成について（顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 特定時期なし）

当社サービス提供の継続、発展、成長のためには、高い専門性を備えた人材（事業開発、エンジニア、コーポレート管理等）の採用、育成、維持が重要であると認識しております。当社が必要とする人材の確保が計画どおりに進まずに事業上の制約要因になる場合には、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、今後も事業規模の拡大に応じて、専門技術や知識を有する優秀な人材の中途採用に努めるとともに、教育制度の充実、人事評価制度の見直し、インセンティブの付与、労働環境の整備等、従業員の働きがいを向上させる取り組みを強化していく方針であります。

(11) 特定人物への依存について（顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 特定時期なし）

当社の代表取締役社長である江尻高宏は、当社の創業者であり、創業以来の最高経営責任者であります。江尻高宏は、当社サービスの営業戦略及び開発に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定、遂

行に極めて重要な役割を果たしております。当社では、幹部職員の拡充、育成及び権限委譲による分業体制の構築等により、経営組織の強化を図り、特定人物に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により江尻高宏の業務遂行が困難となった場合には、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 訴訟、係争の可能性について（顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 特定時期なし）

当社では、本書提出日現在において業績に影響を及ぼす訴訟や紛争は生じておりません。しかしながら、今後何らかの事情によって当社に関連する訴訟、紛争が行われる可能性は否定できず、かかる事態となった場合、その経過または結果によっては、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 財務報告に係る内部統制に関するリスク（顕在化の可能性 小、影響度 中、発生時期 特定時期なし）

当社では、内部統制報告制度のもとで、財務報告の信頼性に係る内部統制の整備及び運用を重要な経営課題の一つとして位置づけ、整備・運用状況の評価及び改善に取り組んでおります。しかしながら、当社の財務報告に係る内部統制に重要な不備が発見される可能性は否定できず、将来にわたって常に有効な内部統制を整備及び運用できる保証はありません。さらに、内部統制には本質的に内在する固有の限界があるため、今後当社の財務報告に係る内部統制が有効に機能しなかった場合や財務報告に係る内部統制に重要な不備が発生した場合には、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 内部管理体制について（顕在化の可能性 小、影響度 中、発生時期 特定時期なし）

当社の継続的な成長には、倫理観を共有し、適切なコーポレート・ガバナンスを整備し、内部管理体制を整えることが重要であると認識しております。しかしながら、当社の事業成長に比べて内部管理体制の構築が間に合わない場合、適切な経営管理が行えず、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 新型コロナウイルス等の感染症の影響について（顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 短期）

当社では、新型コロナウイルス等の感染症の感染拡大防止を目的とした企業への活動自粛要請によって、一部の営業活動に支障がでる可能性があります。長期の自粛要請が続く場合には、新規営業の遅延や既存のカイクラユーザーの業績不振による解約等、業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社内における感染者や重篤者の発生等によって、事業活動の停止を余儀なくされる場合には、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、これらのリスクに対応するため、在宅勤務に対応した業務プロセス、ルールを確立し、事業及び営業活動の継続に取り組んでおります。また、社内における感染予防や拡大防止に対して適切な管理体制の構築に努めております。

(16) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（顕在化の可能性 大、影響度 小、発生時期 短期）

当社は、役員及び従業員に対するインセンティブを目的として新株予約権を付与しており、本書提出日現在における付与数は392,640株であり、発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は、14.6%となります。これらの新株予約権が行使された場合、当社株式が発行され、既存株主が保有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(17) 配当政策について（顕在化の可能性 大、影響度 小、発生時期 短期）

当社は、株主に対する利益還元については経営の重要な課題の一つと位置付けておりますが、当社は現時点において配当を実施しておりません。今後におきましては、経営成績、財政状態、事業計画の達成状況等を勘案しながら、株主への利益配当を検討していく方針であります。しかしながら、当社の事業が計画どおり推移しない場合など、配当を実施できない可能性があります。

(18) ベンチャーキャピタルの株式保有割合について（顕在化の可能性 大、影響度 小、発生時期 短期）

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は2,692,320株であり、このうち1,298,840株（発行済株式の48.2%）についてはベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合が保有しております。

一般的に、ベンチャーキャピタルが未上場会社の株式を取得する場合、上場後には保有する株式を売却しキャピタルゲインを得ることがその目的の一つであり、当社におきましても、上場後にベンチャーキャピタルにより株式が売却される可能性があります。そのような場合には、短期的に需要が悪化し当社の株価が低下する可能性があります。

(19) 調達資金の使途について（顕在化の可能性 大、影響度 小、発生時期 短期）

当社が予定している公募増資による調達資金は、当社サービスを開発するエンジニアや営業人員などの新規採用に伴う人件費、およびカイクラの認知を広げ販売機会を拡大するための広告宣伝活動に充当する予定であります。しかしながら、当初の計画に沿って調達資金を使用した場合でも、想定した投資効果が得られない可能性があります。

また、市場環境の変化により、計画の変更を迫られ調達資金を上記以外の目的で使用する可能性が発生した場合には、速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。

(20) 業績に関するリスクについて（顕在化の可能性 大、影響度 小、発生時期 短期）

当社は、当事業年度において売上高及び売上総利益が増加しているものの、サービスの開発・改良、顧客基盤の拡大を重視し、これまで多額の開発人件費やマーケティング費用を計上してきた結果、営業損失及び当期純損失を計上しております。今後もサービス向上のための開発人件費や顧客基盤拡大のためのマーケティング費用を費消し売上を拡大させていく見込みですが、想定していた効果を上げられない場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(21) 社歴が浅いことについて（顕在化の可能性 大、影響度 小、発生時期 短期）

当社は2014年1月に設立された社歴の浅い会社であります。また、当期までの業績は、事業の立ち上げ段階であったことなどから営業赤字および営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。当社は現在成長過程にあると認識しており、今後も当社の成長のための投資が必要となり、損失を計上する可能性があります。

当該状況についての分析・検討内容及び解消・改善するための対応策については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであり、当社の属するIT業界を取り巻く環境はスピードが速く流動的であるため、当社における経営計画の策定には不確定事象を含まざるを得ない状況にあります。当社は今後もIR活動などを通じて経営状態を積極的に開示していく方針でありますが、過年度の経営成績のみでは、今後の当社の業績や成長性を判断するためには不十分である可能性があります。

(22) 投融資について（顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 中長期）

当社は、現在において他社への投融資を行ってはおりません。しかしながら、今後の事業拡大のために、国内外を問わず出資、子会社設立、合弁事業の展開、アライアンス、M&A等の投融資を実施する場合があります。

投資判断においては、当社との事業シナジー、投資先候補企業の事業計画、当社の財務状況や投資先候補企業への影響力等を考慮し、投融資額が適切な水準であることを慎重に確認し、投資判断を行う予定です。ただし、実行した投融資について当初想定した効果や収益が得られない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(23) 過年度の経営成績及び税務上の繰越欠損金について（顕在化の可能性 中、影響度 中、発生時期 中長期）

当社は、過年度において当期純損失を計上していたため、当事業年度末において税務上の繰越欠損金が存在しております。一般的には、繰越欠損金を課税所得から控除することにより、税額を減額することができます。しかし、繰越期限の失効する繰越欠損金が発生した場合には、課税所得からの控除が受けられなくなることから、通常の税率に基づく法人税等が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(24) 既存カイクラユーザーの継続維持について（顕在化の可能性 小、影響度 大、発生時期 特定期なし）

当社は、「カイクラ」をサブスクリプション型で提供しており、カイクラユーザーが継続して「カイクラ」を利用することで月額利用料および従量課金売上が継続的に発生します。そのため、当社の継続的な成長のためには、新規顧客の獲得のみならず、顧客満足度を高めることで既存カイクラユーザーを維持することが重要であると考えております。

既存のカイクラユーザーを維持するため、当社は商品開発に際してカイクラユーザーの要望を取り入れて商品開発を行っております。また、「カイクラ」導入時のオンボーディング活動やユーザーフォローアップなどのサポート活動を充実させることにより継続率の維持・向上を図っております。

また、予算及び中期経営計画は、過去の解約率実績を基に、一定率の解約が発生することを見込んで作成されておりますが、当社サービスの魅力の低下、競争力の強い競合他社の発生、当社サポート活動に対する満足度の低下等により、当社の想定を大幅に超える解約が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(25) 固定資産の減損に関するリスク（顕在化の可能性 小、影響度 中、発生時期 特定時期なし）

当社は事務所設備、工具、器具及び備品やソフトウェア等の固定資産を保有しております。これらの固定資産について「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損の兆候が識別され、減損損失を計上すべきと判定された場合には、当社の経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(26) 販売パートナーとの関係に関するリスク（顕在化の可能性 小、影響度 中、発生時期 特定時期なし）

当社の販売パートナーは、当社に見込み客の紹介を行い、または当社を代理して「カイクラ」の販売を行っています。販売パートナーの事業展開や事業方針の変更などにより当社と販売パートナーとの関係性が大幅に悪化し、当社が想定するような見込み客の紹介や販売代理活動が行われなくなったり、販売パートナーに対する手数料が大幅に値上げするなどの事態が発生した場合には、当社の収益性が低下し、当社の経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という）の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

第9期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなか、徐々に経済活動が再開され回復の兆しが見られたものの、感染の再拡大、再三の緊急事態宣言発令により依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような中、当社が属するクラウドサービス市場は、クラウド技術の発展・普及によって、企業内に情報システムを構築することなくデータの共有や機能の拡張ができるようになつたことから、国内でクラウドサービスを一部でも利用している企業の割合は、2022年時点で72.2%（出典：総務省「令和4年通信利用動向調査」）となっており、引き続きクラウドサービスへの投資は拡大基調にあります。

当社は、「ITで世界をもっとおもしろく」を経営理念とし、これまでカイクラを中心企業、店舗等へ提供してまいりましたが、現在はコミュニケーションプラットフォーム企業として、固定電話でのコミュニケーションを支援する機能を通話録音機能や音声テキスト化機能、SMS送信機能、メール連携機能などと結びつけ、カイクラユーザーと顧客の会話をデータ化することで、ユーザーの顧客ニーズの分析、応答品質の向上、リスク管理など顧客対応力向上を可能とする「カイクラ」を展開し、サービスの提供範囲も固定電話でのコミュニケーション支援から、通話録音、SMS、ビデオ通話などのオプションを提供し、かつこれらをクラウドで一元管理するサービスを提供するところまで広げております。

さらに、2021年度に引き続き自動車業界や不動産業界などユーザーニーズの高い業界に対する営業や、通話録音オプションの販売に注力したこと、さらには新型コロナウイルスで広がったテレワークのニーズ増加により、前年度後半からの受注数増が継続し、当事業年度末のアクティブユーザー（会社）数は2,375社（前事業年度末比11.4%増）、アクティブ拠点数は3,753拠点（前事業年度末比16.4%増）となりました。

この結果、当事業年度の売上高は768,268千円（前年同期比33.1%増）、営業損失は150,966千円（前年同期は96,965千円の営業損失）、経常損失は150,836千円（前年同期は91,596千円の経常損失）、当期純損失は136,124千円（前年同期は89,777千円の当期純損失）となりました。

なお、当社の事業セグメントは単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第10期第3四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年9月30日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、景気の持ち直しが期待された一方で、ウクライナ情勢の長期化や世界的な資源・エネルギー価格の高騰、金利上昇圧力の高まりなど、先行きが不透明な状態が続いております。

このような状況下で、当社はカイクラの継続的な販売とサービス提供に努め、当第3四半期累計期間末のカイクラアクティブユーザー数は2,565社（前事業年度末比8.0%増加）、4,289拠点（前事業年度末比14.3%増加）となりました。

その結果、売上高は778,183千円となりました。

また、サーバー利用料やカイクラアダプター費用、これらの設置費用などにより売上原価を129,094千円、および人件費や広告宣伝費などにより販売費及び一般管理費を546,890千円計上しております。その結果、営業利益は102,199千円、経常利益は100,319千円、四半期純利益は98,283千円となりました。

なお、当社の事業セグメントは単一セグメントでありますので、セグメント別の記載は省略しております。

② 財政状態の状況

第9期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(資産)

当事業年度末における流動資産合計は332,797千円となり、前事業年度末に比べ138,004千円減少いたしました。これは、主に現金及び預金が197,913千円減少した一方で、売掛金が22,122千円、前渡金が28,545千円増加したことなどによるものであります。

当事業年度末における固定資産合計は66,978千円となり、前事業年度末に比べ8,636千円増加いたしました。これは、主に繰延税金資産が15,445千円増加した一方で、ソフトウェアが7,101千円減少したことなどによるものであります。

この結果、資産合計は399,776千円となり、前事業年度末に比べ129,367千円減少いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債合計は86,527千円となり、前事業年度末に比べ11,080千円増加いたしました。これは、主に未払金が7,522千円、買掛金が4,131千円、預り金が2,394千円、未払費用が2,270千円増加した一方で、未払消費税等が7,871千円減少したことなどによるものであります。

当事業年度末における固定負債合計は30,213千円となり、前事業年度末に比べ4,322千円減少いたしました。これは、長期借入金が4,322千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は116,740千円となり、前事業年度末に比べ6,757千円増加いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は283,035千円となり、前事業年度末に比べ136,124千円減少いたしました。これは、当期純損失136,124千円の計上によるものであります。

この結果、自己資本比率は70.8%（前事業年度末は79.2%）となりました。

第10期第3四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年9月30日）

(資産)

当事業年度末における流動資産合計は446,352千円となり、前事業年度末に比べ113,554千円増加いたしました。これは、主に現金及び預金が121,400千円増加、売掛金が12,882千円増加したことなどによるものであります。

固定資産合計は68,919千円となり、前事業年度末に比べ1,941千円増加いたしました。これは、主に無形固定資産が3,152千円増加したことなどによるものであります。

この結果、資産合計は515,271千円となり、前事業年度末に比べ115,495千円増加いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債合計は111,526千円となり、前事業年度末に比べ24,999千円増加いたしました。これは、主に新規契約の増加により契約負債が5,006千円増加したことや、未払消費税等の増加によりその他の流動負債が24,673千円増加したことなどによるものであります。

固定負債合計は22,425千円となり、前事業年度末に比べ7,788千円減少いたしました。これは、長期借入金が7,788千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は133,951千円となり、前事業年度末に比べ17,211千円増加いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は381,319千円となり、前事業年度末に比べ98,283千円増加いたしました。これは、四半期純利益の計上により利益剰余金が98,283千円増加したことによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

第9期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、218,516千円となり前事業年度末に比べ197,913千円減少いたしました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果支出した資金は、185,697千円（前年同期は97,262千円の支出）となりました。これは、主に売上高は増加したものの、「カイクラ」の認知及び販売を拡大するため広告宣伝費などの営業費用を積極的に支出した結果、税引前当期純損失150,836千円を計上したこと、半導体不足に備えカイクラアダプターを十分に確保するために支出した前渡金の増加額28,545千円が発生したこと、売上債権の増加額22,122千円などによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、8,917千円（前年同期は22,012千円の獲得）となりました。これは、主に有形固定資産の取得（主にパソコンの購入）による支出8,564千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は、3,297千円（前年同期は3,297千円の支出）となりました。これは、長期借入金の返済による支出3,297千円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

当社は、カイクラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度における販売実績を収益区分別に示すと、次のとおりであります。

収益区分	第9期事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		第10期第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
初期売上	119,580	114.9	127,094
月額売上	541,875	131.2	547,278
従量課金売上	105,915	178.6	101,890
その他	896	134.9	1,920
合計	768,268	133.1	778,183

(注) 最近事業年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がいないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

第9期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(売上高)

自動車業界や不動産業界などユーザーニーズの高い業界に対する営業や、通話録音オプションの販売に注力したこと、さらには新型コロナウイルスで広がったテレワークのニーズ増加により、前年度後半からの「カイクラ」の受注数増が継続し、当事業年度のアクティブユーザー数は2,375社（前事業年度末比11.4%増）、アクティブ拠点数は3,753拠点（前事業年度末比16.4%増）となりました。この結果、初期売上は119,580千円（前年同期比14.9%増）と前年同期から増加し、月額売上が541,875千円（前年同期比31.2%増）、従量課金売上が105,915千円（前年同期比78.6%増）と大きく伸長し、当事業年度の売上高は768,268千円（前年同期比33.1%増）となりました。

(売上原価、売上総利益)

カイクラアダプターの仕入やサーバ利用料などにより、売上原価は163,189千円（前年同期比30.1%増）となりました。アクティブユーザー数、アクティブ拠点数の増加によりサブスクリプション収入が増加したため、売上総利益率が78.8%（前年同期は78.3%）に向上了しました。この結果、当事業年度の売上総利益は605,078千円（前年同期比34.0%増）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

当社の販売費及び一般管理費は、主に広告宣伝費、人件費、その他の経費で構成されております。サービス知名度向上のための広告宣伝費や、今後の成長に備えた体制整備に伴う人件費の増加等により、756,045千円（前年同期比37.8%増）となりました。この結果、当事業年度の営業損失は150,966千円（前年同期は96,965千円の営業損失）となりました。

(営業外収益・営業外費用、経常損失)

受取利息等の計上により、営業外収益は672千円（前年同期比91.0%減）、支払利息の計上により、営業外費用は543千円（前年同期比73.6%減）となりました。この結果、当事業年度の経常損失は150,836千円（前年同期は91,596千円の経常損失）となりました。

(特別利益・特別損失、法人税等、当期純損失)

特別利益及び特別損失の発生はありません（前年同期は2,110千円の特別利益、特別損失は計上なし）。税金費用（法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額）を14,712千円計上した結果、当事業年度の当期純損失は136,124千円（前年同期は89,777千円の当期純損失）となりました。

第10期第3四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年9月30日）

(売上高)

前事業年度から引き続き自動車業界や不動産業界などユーザーニーズの高い業界に対する営業や、通話録音オプションの販売に注力したこと、さらには新型コロナウイルスで広がったテレワークのニーズ増加により、受注数増が継続し、当事業年度のアクティブユーザー数は2,565社（前事業年度末比8.0%増加）、アクティブ拠点数は4,289拠点（前事業年度末比14.3%増加）となりました。この結果、初期売上は127,094千円、月額売上は547,278千円、従量課金売上は101,890千円となり、当第3四半期累計期間の売上高は778,183千円となりました。

(売上原価、売上総利益)

カイクラアダプターの仕入やサーバ利用料などにより、売上原価は129,094千円となりました。この結果、当第3四半期累計期間の売上総利益は649,089千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当社の販売費及び一般管理費は、主に広告宣伝費、人件費、その他の経費で構成されております。サービス知名度向上のための広告宣伝費や、今後の成長に備えた体制整備に伴う人件費の支出により、546,890千円となりました。この結果、当第3四半期累計期間の営業利益は102,199千円となりました。

(営業外収益・営業外費用、経常利益)

受取利息等の計上により、営業外収益は454千円となりました。また、支払利息や上場関連費用の計上により、営業外費用は2,334千円となりました。この結果、当第3四半期累計期間の経常利益は100,319千円となりました。

(特別利益・特別損失、法人税等、四半期純利益)

特別利益及び特別損失の発生はありません。税金費用（法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額）を2,035千円計上した結果、当第3四半期累計期間の四半期純利益は98,283千円となりました。

② 財政状態の分析

財政状態の状況の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

③ キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

④ 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の資本の財源及び資金の流動性については、内部留保の充実を図るとともに、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させることと、株主への利益還元を考慮し実施していくこととしております。

当社の資金需要の主なものは、主たる事業であるカイクラ事業に係る仕入原価のほか、販売費及び一般管理費の人件費等の事業に係る運転資金であります。

当社は必要となった資金については、主として内部留保資金及び営業活動によるキャッシュ・フローによるものを活用しておりますが、安定的な財源確保のため、株式の発行による資金調達を行っております。

⑤ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りによる不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があります。詳細は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、急速に技術革新が進んでいる社会において、競争優位性を維持するために、継続的な研究・開発が重要であると認識しております。「ITで世界をもっとおもしろく」を経営理念に掲げ、人と人のつながりを強くし、あらゆる企業のコミュニケーションエラーを解消することで、ビジネスにおけるあらゆる会話をおもしろくする。そして、顧客も社員も社員の家族もみんな幸せになる、また、毎日が本当に楽しいと思える社会の実現を目指し、「カイクラ」に係る研究・開発を日々積み重ねております。

研究開発体制については、社外アドバイザーと連携を行いながら当社開発部を中心となり、技術革新の最新動向を収集し社内で情報共有するとともに、それに対応した新サービスを研究・開発しております。当社が目指す社会の実現に向け、引き続き研究開発活動に取り組んでまいります。

第9期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当事業年度の研究開発活動は、ITに関する技術調査や「カイクラ」の新規オプション開発に取り組んでまいりました。その結果、当事業年度において当社が支出した研究開発費の総額は62,488千円となりました。

なお、当社はカイクラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第10期第3四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年9月30日）

当第3四半期累計期間の研究開発活動は、ITに関する技術調査や「カイクラ」の新規オプション開発に取り組むとともに、生成AIに関する調査や研究を行ってまいりました。その結果、当第3四半期累計期間において当社が支出した研究開発費の総額は39,034千円となりました。

なお、当社はカイクラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第9期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当事業年度において実施した設備投資の総額は5,195千円であります。内容は、有形固定資産の取得5,195千円であり、主に人員増加に伴うパソコン等の情報機器取得に対するものであります。なお、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。また、当社はカイクラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第10期第3四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年9月30日）

当第3四半期累計期間において実施した設備投資の総額は11,337千円であります。内容は、人員増加に伴うパソコン等の情報機器取得に伴う有形固定資産の取得4,449千円及び当社基幹システムの開発に伴う無形固定資産の取得6,888千円であります。なお、当第3四半期累計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。また、当社はカイクラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物付属設備	工具、器具及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都千代田区)	事務所設備	16,446	5,626	9,033	31,105	53

- (注) 1. 当社はカイクラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 貸借物件は本社を含む各拠点の事務所であり、年間賃借料は21,240千円であります。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。

第10期第3四半期累計期間において主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】（2024年1月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
本社 (東京都 千代田区)	基幹システム	51	10	自己資金	2023.8	2025.1	(注) 2
本社 (東京都 千代田区)	本社ビルに係 る設備造作	68	3	自己資金	2024.2	2024.3	(注) 2

- (注) 1. 当社はカイクラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 完成後の増加能力については計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

特に記載すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	10,400,000
計	10,400,000

- (注) 1. 株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年8月14日付でA種優先株式5,527株、B種優先株式3,461株、C種優先株式21,742株及びD種優先株式7,844株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を38,574株交付しております。また、2023年8月17日開催の取締役会決議に基づき、自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。
2. 2023年8月28日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数は40,000株増加し、260,000株となっております。
3. 2023年10月23日開催の臨時株主総会決議により、2023年10月25日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は10,140,000株増加し、10,400,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,692,320	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,692,320	—	—

- (注) 1. 株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年8月14日付でA種優先株式5,527株、B種優先株式3,461株、C種優先株式21,742株及びD種優先株式7,844株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を38,574株交付しております。また、2023年8月17日開催の取締役会決議に基づき、自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。なお、2023年8月28日開催の臨時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 2023年8月28日開催の臨時株主総会決議により、同日付で当社株式の譲渡による取得のための取締役会の承認を要する旨の定めを廃止しております。
3. 2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式数は2,625,012株増加し、2,692,320株となっております。
4. 2023年10月23日開催の臨時株主総会決議により、2023年10月25日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2015年12月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	外部協力者 1 (注) 7
新株予約権の数（個） ※	500 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 500 [20,000] (注) 1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1,000 [25] (注) 2、6
新株予約権の行使期間 ※	2016年2月1日～2026年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,000 [25] (注) 6 資本組入額 500 [13] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は40株であります。

但し、当会社が株式分割又は株式併合を行う場合、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 行使の条件は下記のとおりであります。

イ. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、行使することができる。

ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を相続しない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記のとおりであります。

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、付与株式数につき合理的な調整がなされた株（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- ニ. 新株予約権行使することができる期間
本新株予約権行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い方から、本新株予約権行使することができる期間の満了日までとする。
- ホ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めて決定する。
- ヘ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
- ト. その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
本新株予約権の取り決めて決定する。
- チ. 謙渡による新株予約権の取得制限
新株予約権を謙渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
5. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
当社普通株式
当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株であります。
6. 2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 付与対象者は、当社取締役に就任し、その後退任しております。そのため、本書提出日現在、付与対象者は元取締役1名となっております。

第2回新株予約権

決議年月日	2017年7月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 外部協力者 1 (注) 7
新株予約権の数（個） ※	2,640 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 2,640 [105,600] (注) 1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	23,000 [575] (注) 2、6
新株予約権の行使期間 ※	2019年8月1日～2027年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 23,000 [575] (注) 6 資本組入額 11,500 [288] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は40株であります。

但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 行使の条件は下記のとおりであります。

イ. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、行使することができる。

ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を相続しない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記のとおりであります。

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、付与株式数につき合理的な調整がなされた株（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 - ニ. 新株予約権行使することができる期間
本新株予約権行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い方から、本新株予約権行使することができる期間の満了日までとする。
 - ホ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めて決定する。
 - ヘ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
 - ト. その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
本新株予約権の取り決めて決定する。
 - チ. 謙渡による新株予約権の取得制限
新株予約権を謙渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
5. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
- 当社普通株式
- 当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株であります。
6. 2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 付与対象者のうち、外部協力者1名は元取締役です。また、当社取締役1名は退任していることから、本書提出日現在、付与対象者は元取締役2名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2018年5月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 (注) 7
新株予約権の数（個） ※	717 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 717 [28,680] (注) 1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	26,000 [650] (注) 2、6
新株予約権の行使期間 ※	2020年6月1日～2028年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 26,000 [650] (注) 6 資本組入額 13,000 [325] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要す るものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は40株であります。

但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 行使の条件は下記のとおりであります。

イ. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、行使することができる。

ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を相続しない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記のとおりであります。

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ニ. 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ. 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い方から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ. 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ト. 増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - チ. 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - リ. 新株予約権の取得事由
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
5. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
- 当社普通株式
- 当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株であります。
6. 2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 取締役の退任により、本書提出日現在、付与対象者は元取締役1名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	2020年9月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 42 (注) 7
新株予約権の数（個） ※	2,506 [2,446] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 2,506 [97,840] (注) 1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	26,500 [663] (注) 2、6
新株予約権の行使期間 ※	2022年10月30日～2030年6月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 26,500 [663] (注) 6 資本組入額 13,250 [332] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は40株であります。

但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 行使の条件は次のとおりであります。

イ. 新株予約権者は、当社の株式が金融商品取引所に上場している場合に限り、本新株予約権行使することができるものとする。

ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権行使することはできないものとする。

ハ. 1個の本新株予約権の一部行使することはできないものとする。

ニ. 新株予約権者は、本新株予約権の行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問その他の継続的な契約関係にあるものであることを要する。但し、当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

ホ. 新株予約権者は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権行使することができないものとする。

イ) 新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合。

ロ) 新株予約権者が、法令、定款又は当社の就業規則等の社内規則に違反した場合。

ハ) 新株予約権者が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を含む。）に処せられた場合。

二) 新株予約権者が、当社の事前の書面による承諾を得ないで、(i)当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業（以下総称して「競合事業」という。）を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、(ii)競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、(iii)競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタント

トその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、(iv)競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。

- ホ) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力その他これらに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流又は関与を行っていることが判明した場合。

ヘ. 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者について次に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。

但し、当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

イ) 当社は、新株予約権者がホ.の定めにより本新株予約権を行使することができなくなった場合、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

ロ) 当社は、当社の株主総会における総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する株主（複数の株主で総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する場合の各株主を含む。）から、当社の総議決権数の過半数に相当する数以上の株式の譲渡にかかる譲渡承認請求が行われ、当社において当該譲渡が承認された場合、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

ハ) 当社は、以下のいずれかの議案が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当会社の取締役会決議がなされた場合）、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

i. 当社が消滅会社となる吸収合併契約又は新設合併契約承認の議案

ii. 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

iii. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転計画承認の議案

iv. 当社の事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡する契約承認の議案

v. 全部取得条項付種類株式を取得する旨の議案

vi. 株式併合の議案

二) 当社は、当社が株式売渡請求を承認した場合、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。なお、当会社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の本新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の目的となる種類及び数に準じて決定する。

ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

再編対象会社の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

ホ. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い方から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ヘ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ト. 謙渡による新株予約権の取得の制限
謙渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ. 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - リ. 再編対象会社による新株予約権の取得
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
5. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
- 当社普通株式
- 当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株であります。
6. 2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 従業員の役員就任及び従業員の退職等により、本書提出日現在、付与対象者は当社取締役2名、当社従業員は23名となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	2022年12月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社監査役 3 当社従業員 45 (注) 7
新株予約権の数（個） ※	3,733 [3,513] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 3,733 [140,520] (注) 1、5、6
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	28,000 [700] (注) 2、6
新株予約権の行使期間 ※	2024年12月27日～2032年12月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 28,000 [700] (注) 6 資本組入額 14,000 [350] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は40株であります。

但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}} \times \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}$$

3. 行使の条件は次のとおりであります。

イ. 新株予約権者は、当社の株式が金融商品取引所に上場している場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできないものとする。

ハ. 1個の本新株予約権の一部を使用することはできないものとする。

ニ. 新株予約権者は、本新株予約権の行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問その他の継続的な契約関係にあるものであることを要する。但し、当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

ホ. 新株予約権者は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を使用することができないものとする。

イ) 新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合。

ロ) 新株予約権者が、法令、定款又は当社の就業規則等の社内規則に違反した場合。

ハ) 新株予約権者が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を含む。）に処せられた場合。

ニ) 新株予約権者が、当社の事前の書面による承諾を得ないで、(i)当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業（以下総称して「競合事業」という。）を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、(ii)競合事業を営む他の法人又は個人の使用人とな

った場合、(iii)競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、(iv)競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。

ホ) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力その他これらに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流又は関与を行っていることが判明した場合。

ヘ. 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者について次に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

イ) 当社は、新株予約権者がホ. の定めにより本新株予約権を行使することができなくなった場合、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

ロ) 当社は、当社の株主総会における総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する株主（複数の株主で総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する場合の各株主を含む。）から、当社の総議決権数の過半数に相当する数以上の株式の譲渡にかかる譲渡承認請求が行われ、当社において当該譲渡が承認された場合、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

ハ) 当社は、以下のいずれかの議案が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当会社の取締役会決議がなされた場合）、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。なお、当社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- i. 当社が消滅会社となる吸収合併契約又は新設合併契約承認の議案
- ii. 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
- iii. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転計画承認の議案
- iv. 当社が株式交付子会社となる株式交付計画承認の議案
- v. 当社の事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡する契約承認の議案
- vi. 全部取得条項付種類株式を取得する旨の議案
- vii. 株式併合の議案

二) 当社は、当社が株式売渡請求を承認した場合、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。なお、当会社が本新株予約権の一部を無償で取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の本新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の目的となる種類及び数に準じて決定する。

ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

再編対象会社の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

- ホ. 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い方から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ト. 謙渡による新株予約権の取得の制限
謙渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ. 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - リ. 再編対象会社による新株予約権の取得
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
5. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
当社普通株式
当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株であります。
6. 2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 監査役の退任、従業員の退職等により、本書提出日現在、付与対象者の当社取締役4名、当社監査役2名、当社従業員は38名となっております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2018年5月31日 (注) 1	普通株式 △5,527 A種優先株式 5,527	普通株式 27,331 A種優先株式 5,527	—	81,300	—	74,434
2018年5月31日 (注) 2	普通株式 1,403	普通株式 28,734 A種優先株式 5,527	18,239	99,539	18,239	92,673
2018年5月31日 (注) 3	B種優先株式 3,461	普通株式 28,734 A種優先株式 5,527 B種優先株式 3,461	44,993	144,532	44,993	137,666
2019年4月5日 (注) 4	C種優先株式 21,742	普通株式 28,734 A種優先株式 5,527 B種優先株式 3,461 C種優先株式 21,742	347,872	492,404	347,872	485,538
2020年12月25日 (注) 5	D種優先株式 7,844	普通株式 28,734 A種優先株式 5,527 B種優先株式 3,461 C種優先株式 21,742 D種優先株式 7,844	200,022	692,426	200,022	685,560
2020年12月31日 (注) 6	—	普通株式 28,734 A種優先株式 5,527 B種優先株式 3,461 C種優先株式 21,742 D種優先株式 7,844	△490,000	202,426	—	685,560

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2021年12月3日 (注) 7	—	普通株式 28,734 A種優先株式 5,527 B種優先株式 3,461 C種優先株式 21,742 D種優先株式 7,844	△103,426	99,000	△272,934	412,625
2023年8月14日 (注) 8	普通株式 38,574	普通株式 67,308 A種優先株式 5,527 B種優先株式 3,461 C種優先株式 21,742 D種優先株式 7,844	—	99,000	—	412,625
2023年8月17日 (注) 9	A種優先株式 △5,527 B種優先株式 △3,461 C種優先株式 △21,742 D種優先株式 △7,844	普通株式 67,308	—	99,000	—	412,625
2023年10月25日 (注) 10	2,625,012	2,692,320	—	99,000	—	412,625

(注) 1. 2018年5月25日の臨時株主総会決議により、2018年5月31日付で普通株式5,527株をA種優先株式に転換いたしました。

2. 有償第三者割当

普通株式	1,403株
発行価額	26,000円
資本組入額	13,000円
割当先	千本 健生、中村 岳志

3. 有償第三者割当

B種優先株式	3,461株
発行価額	26,000円
資本組入額	13,000円
割当先	東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合、次世代企業成長支援1号投資事業有限責任組合、平林 良仁

4. 有償第三者割当

C種優先株式	21,742株
発行価額	32,000円
資本組入額	16,000円
割当先	東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合、D C I ベンチャー成長支援投資事業有限責任組合、SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合、リード・グロース3号投資事業有限責任組合、三生6号投資事業有限責任組合、きぼう投資事業有限責任組合

5. 有償第三者割当
- | | |
|--------|--|
| D種優先株式 | 7,844株 |
| 発行価額 | 51,000円 |
| 資本組入額 | 25,500円 |
| 割当先 | D C I ベンチャー成長支援投資事業有限責任組合、リード・グロース3号投資事業有限責任組合、京銀輝く未来応援ファンド2号投資事業有限責任組合、紀陽リース・キャピタル株式会社、High-Value C 1st投資事業有限責任組合、大分VCサクセスファンド6号投資事業有限責任組合、山梨中銀S D G s 投資事業有限責任組合、トビラシステムズ株式会社、株式会社テクニカ、株式会社エリツツホールディングス、有限会社大津冷凍工業 |
6. 資本政策上の柔軟性及び機動性を確保するため、資本金を減少してその他資本剰余金へ振り替えたものであります。この結果、資本金が490,000千円（減資割合70.8%）減少しております。
7. 資本政策上の柔軟性及び機動性を確保するため、資本金及び資本準備金を減少してその他資本剰余金へ振り替えたものであります。この結果、資本金が103,426千円（減資割合51.1%）減少し、資本準備金が272,934千円（減資割合39.8%）減少しております。
8. 株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年8月14日付でA種優先株式5,527株、B種優先株式3,461株、C種優先株式21,742株及びD種優先株式7,844株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を38,574株交付しております。
9. 2023年8月17日開催の取締役会決議に基づき、自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。
10. 株式分割（1：40）によるものであります。

（4）【所有者別状況】

2024年1月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	24	—	—	15	39	—
所有株式数（単元）	—	—	—	19,981	—	—	6,932	26,913	1,020
所有株式数の割合（%）	—	—	—	74.2	—	—	25.8	100	—

- （注） 1. 株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年8月14日付でA種優先株式5,527株、B種優先株式3,461株、C種優先株式21,742株及びD種優先株式7,844株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を38,574株交付しております。また、2023年8月17日開催の取締役会決議に基づき、自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。
2. 2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。
3. 2023年10月23日開催の臨時株主総会決議により、2023年10月25日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(5) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2024年1月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,691,300	26,913	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	普通株式 1,020	—	—
発行済株式総数	2,692,320	—	—
総株主の議決権	—	26,913	—

- (注) 1. 株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年8月14日付でA種優先株式5,527株、B種優先株式3,461株、C種優先株式21,742株及びD種優先株式7,844株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を38,574株交付しております。また、2023年8月17日開催の取締役会決議に基づき、自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。
2. 2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。
3. 2023年10月23日開催の臨時株主総会決議により、2023年10月25日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第4号に該当するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数	価格の総額（千円）
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 5,527 B種優先株式 3,461 C種優先株式 21,742 D種優先株式 7,844	—

- (注) 1. A種優先株主の全員から株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年8月14日付でその全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2023年8月17日開催の取締役会決議に基づき、当該A種優先株式の全てを消却しております。

2. B種優先株主の全員から株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年8月14日付でその全てのB種優

先株式を自己株式として取得し、対価としてB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2023年8月17日開催の取締役会決議に基づき、当該B種優先株式の全てを消却しております。

3. C種優先株主の全員から株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年8月14日付でその全てのC種優先株式を自己株式として取得し、対価としてC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2023年8月17日開催の取締役会決議に基づき、当該C種優先株式の全てを消却しております。
4. D種優先株主の全員から株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年8月14日付でその全てのD種優先株式を自己株式として取得し、対価としてD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2023年8月17日開催の取締役会決議に基づき、当該D種優先株式の全てを消却しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株式 5,527 B種優先株式 3,461 C種優先株式 21,742 D種優先株式 7,844	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式	—	—	—	—

(注) 2023年8月17日付で、自己株式として取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。

3 【配当政策】

当社は、成長に応じた株主の皆様への安定的な利益還元を経営上の最重要課題の一つとして位置付けており、将来の事業展開や経営基盤の強化に係わる内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていく方針であります。しかしながら、当社は現時点では成長過程にあり、当面は経営基盤の強化のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資に充当することで、企業価値を向上させることが株主に対する利益還元になるものと考えており、配当を行っておりません。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念に「ITで世界をもっとおもしろく」を掲げ、「カイクラ」による顧客コミュニケーションの効率化を実現し、カイクラユーザーへ貢献することを通じて、株主をはじめとする各ステークホルダーから支持され続けるために、企業価値・株主価値の最大化に努めるとともに、意思決定の迅速化、経営の透明性・公正性を高めていく必要があると考えております。

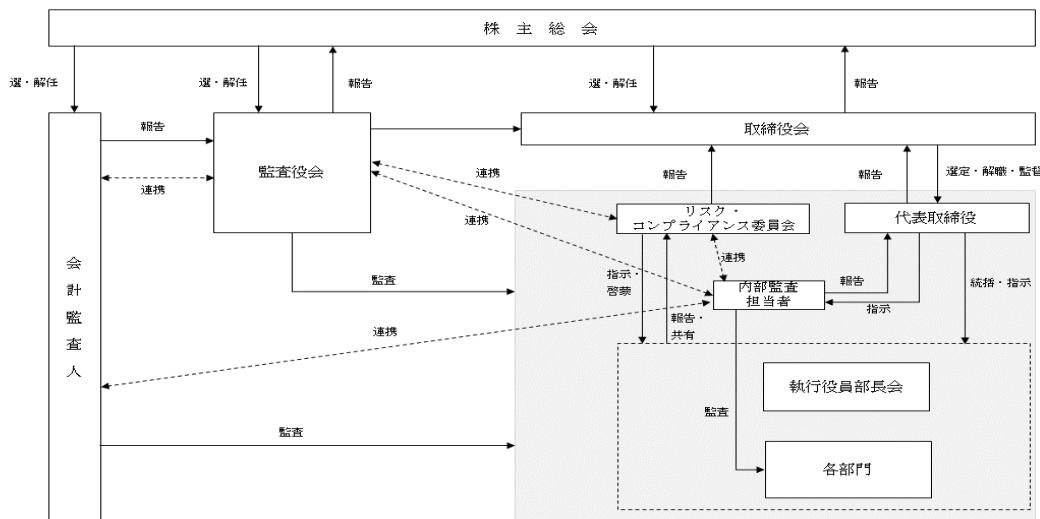
そのために、法令等の遵守体制及びリスク管理体制の強化なども含めたコーポレート・ガバナンス体制の整備に注力することを経営上の重要な課題であると認識しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、監査役会設置会社を採用しております。これは、経営意思決定機能と経営監視機能を分離することで、各監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監視する体制となることから、当社の経営の効率性と客観性を担保するために有効であると判断し、当該体制を採用しております。

会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。また、日常的な業務執行の迅速化、効率化を図るため、任意の機関として執行役員部長会を設けております。そのほか、企業活動に関わるリスクを適切に管理し会社として対応するとともに、法令等の遵守の促進や当社におけるリスク管理を目的としたリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、日常的な業務の監査のために内部監査担当者を設置しております。これらの各機関が相互に連携することで、コーポレート・ガバナンス体制が有効に機能し、企業価値の継続的向上に繋がると考え、現在の体制を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。



a . 取締役会

取締役会は、代表取締役社長江尻高宏を議長とし、取締役石川祐介、取締役笛田直紀、社外取締役阿久津聰及び社外取締役三木聰の5名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回の定期取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の最高意思決定機関として、法令、定款及び当社諸規程に基づき、経営方針等の重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

当事業年度において当社は取締役会を年20回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
江尻 高宏	20回	20回
石川 祐介	20回	20回
笛田 直紀	20回	20回
阿久津 聰	20回	20回
三木 聰	20回	20回

b. 監査役及び監査役会

監査役会は、常勤監査役高橋慎一郎を議長とし、非常勤監査役平松直樹、非常勤監査役山添千加美の3名で構成されております。監査役会は、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催し、法令、定款及び当社諸規程に基づき、監査に関する重要事項についての情報交換、協議及び決議を行うほか、常勤監査役から取締役等の業務執行状況等についての報告が行われております。また、各監査役は取締役会に参加し、取締役の職務執行状況の監査を行っております。

c. 執行役員部長会

執行役員部長会は、代表取締役社長、常勤取締役、執行役員及び各部室長で構成されております。執行役員部長会は、代表取締役社長江尻高宏を議長とし、原則として毎週1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開催しております。執行役員部長会では、全般的な業務執行に関する事項の協議や意思決定が行われるほか、月次決算の総括をはじめとした業務執行状況の共有を全社横断的に実施しております。

d. 内部監査

当社は、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長が任命する内部監査担当者が、自己の属する部門を除く全部門に対して主にリスクベースによる監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、内部監査担当者を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

e. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、企業活動に関わるリスクを適切に管理し会社として対応するとともに、法令等の遵守を推進し、もって円滑な事業運営を実現することを目的として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会の役割は以下のとおりであり、リスク・コンプライアンス委員会において報告、審議または決定された重要な事項については、適宜、取締役会において報告することとなっております。

(リスク管理に係る役割)

- ・リスク管理に係る方針及び施策の策定
- ・リスクの管理状況の把握及び監督
- ・危機発生時における統括
- ・その他のリスク管理に関する監督

(コンプライアンスに係る役割)

- ・コンプライアンスの推進に係る重要な方針・規程等の策定
- ・コンプライアンス推進のための啓蒙活動
- ・法令及び定款、社内規程等への違反の対応
- ・その他コンプライアンスの遵守に関する事項

なお、リスク・コンプライアンス委員会は、取締役石川祐介を議長とし代表取締役社長江尻高宏、取締役笠田直紀、常勤監査役高橋慎一郎、各執行役員及び各部室長で構成されております。

f. 会計監査人

当社は会計監査人として太陽有限責任監査法人を選任しており、定期的な監査のほか、会計上の課題について、隨時協議を行う等、適正な決算報告に努めております。

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムについての基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システム整備に関する基本方針」を決議し、その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っています。その概要は、以下のとおりであります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コーポレート・ガバナンス

イ) 取締役及び取締役会

取締役会は、法令及び定款に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する。当社の取締役は、原則として月1回の定時取締役会を開催し、緊急議案発生の場合には、速やかに臨時取締役会を開催し、迅速な経営判断ができる体制を構築する。

ロ) 監査役及び監査役会

- i. 監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部監査人と連携して、「監査役会規程」、「監査役監査基準」、及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」に則り、取締役の職務執行について監査を実施する。
- ii. 監査役会は、原則として月1回開催し、必要ある場合は随時開催する。

ハ) 内部監査

当社の業務全般にわたる管理・運営の制度及び業務遂行状況を検証・評価するため、内部監査に関する基本的事項を「内部監査規程」に定め、内部監査を実施する。

ロ. コンプライアンス

イ) 当社における企業倫理の確立ならびに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程等の遵守の確保を目的とした「コンプライアンス規程」を定め、その目的達成のため諸施策を講ずる。

ロ) リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する重要な事項を報告、審議するとともに、当社におけるコンプライアンスの遵守状況について監督する。

ハ) コンプライアンスの所管部署である管理部は、法令等遵守体制の整備及びその遵守状況を監督するとともに、コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、取締役及び使用人に対してコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施する。

二) 内部通報制度を導入し、社内の不適正な行為または不祥事の事実等の未然防止並びに早期発見及び迅速かつ効果的な対応を図るとともに、コンプライアンスに関する使用人の声を経営に反映させる。

ホ) コンプライアンス違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス規程等に従い、外部専門家と協力する等、適正な対応に努める。

ヘ) 当社が行う業務に係る顧客等からの苦情等の処理については、「クレーム管理規程」を定め、その迅速かつ適正な解決を図る。

ハ. 反社会的勢力対策

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。その対応として、「反社会的勢力対策規程」等を定め、反社会的勢力との関係を遮断する。

ニ. 財務報告の信頼性

財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。

(b) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、当社として一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。総合的に実施する。

ロ. 当社の業務に内在するリスクを把握し、評価したうえで、具体的なリスク削減策等、及び当該リスク削減策等が有効に機能しているかどうかについてのモニタリングを実施する。

ハ. リスク管理の所管部署である管理部は、リスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整、及び指示を行う。

ニ. リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理に関する重要な事項を報告、審議するとともに、当社におけるリスク管理の状況について監督する。

(c) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務の執行に係る重要文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）及びその他の重要な情報について、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等を整備し適切に保存・管理する。

ロ. これら重要文書やその他の重要な情報に関して、必要に応じて取締役及び監査役が閲覧可能な状態で管理する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役は、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等に基づき、重要性に応じた意思決定ルールに従うことで、意思決定の迅速化を図り、効率的に職務を執行する。

ロ. 毎月、定期取締役会を開催し、業務執行にかかる重要事項の意思決定並びに取締役の経営計画に基づいた業務執行状況を監督する。

ハ. 中期経営計画、年度予算等を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。

(e) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は業務執行状況を把握するため、必要に応じ重要な会議に出席できる。

ロ. 当社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行について報告を求められた場合、または当社経営に著しく影響を及ぼす重要事項やコンプライアンス違反等の事実が生じた場合には、定められた諸規程等に則り、速やかに監査役に報告する。また当該報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、

不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。

ハ. 監査役は代表取締役、内部監査人、及び会計監査人と定期的な情報・意見交換を行う。

ニ. 内部監査及び会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査役及び監査役会に報告される。

ホ. 必要に応じ、監査役の職務を補助する使用人を配置し、当該使用人は監査役の指揮・命令に服し、人事異動、処遇の変更については監査役の同意を要する。

ヘ. 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社では、「リスク管理規程」及び「リスク管理マニュアル」を定め、当社の業務に内在するリスクの洗い出し・評価、及び当該リスクへの対応方法の策定及びその検証を行っております。

また、企業活動に関わるリスクを適切に管理し会社として対応するとともに、法令等の遵守を促進することを目的とした「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、内部統制の体制整備・運営の推進を図っております。当社のリスク・コンプライアンス委員会は、管理部門管掌取締役を委員長とし、取締役（常勤）、監査役（常勤）、執行役員、部長及び室長、及び委員長が指名する者をメンバーとして、3ヶ月に1度の頻度で開催しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスとともに、当社運営に関する統括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置付けており、全社的なリスクを統括的に管理し、想定されるリスクの特定、評価を行い、リスク低減のための体制整備・対策実行を推進しております。

更に、各部門の責任者は、担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、リスクが顕在化し、その結果インシデントが発生した場合には、所定のプロセスに準拠し速やかかつ適切に管理を行っております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

d. 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。

e. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨を定款に定めております。

f. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議において免除することができる旨を定款に定めております。

g. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

h. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

i. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	江尻 高宏	1976年3月30日	2000年4月 株式会社日本総合研究所入社 2007年9月 株式会社船井総合研究所入社 2013年4月 一般社団法人クラウド利用促進機構 委員 2014年1月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2023年7月 株式会社ナンディ 設立 代表取締役 社長（現任）	(注) 3	810,480 (注) 6
取締役CFO	石川 祐介	1979年7月2日	2004年12月 あずさ監査法人（現 有限責任 あず さ監査法人）入所 2008年8月 公認会計士登録 2013年7月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバン クグループ株式会社）入社 2017年8月 アキユルナ株式会社入社 取締役 財 務担当 2018年9月 当社入社 執行役員CFO 2020年3月 当社 取締役CFO（現任）	(注) 3	—
取締役CTO	笹田 直紀	1978年6月20日	2005年4月 株式会社日本総合研究所入社 2019年8月 当社入社 2021年3月 当社 執行役員CTO 2022年3月 当社 取締役CTO（現任）	(注) 3	—
社外取締役	阿久津 聰	1966年7月11日	1998年5月 カリフォルニア大学バークレー校P.D. フェロー 1998年12月 一橋大学商学部専任講師 1999年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科専 任講師 2002年6月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助 教授 2006年6月 ニフティ株式会社（現 富士通クラウ ドテクノロジーズ株式会社） 取締役 2006年9月 あすかコーポレートアドバイザリー株 式会社 取締役 2007年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科准 教授 2010年3月 株式会社大塚家具（現 株式会社ヤマ ダデンキ） 取締役 2010年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 (現経営管理研究科) 教授（現任） 2010年4月 情報・システム研究機構国立情報研究 所 連携研究部門客員教授 2013年9月 株式会社アダストリアホールディング ス（現 株式会社アダストリア） 取 締役（現任） 2017年6月 株式会社ノジマ 取締役 2019年4月 WorkWay株式会社 取締役（現任） 2021年7月 当社 取締役（現任） 2022年6月 株式会社ヤクルト本社 取締役（現 任） 2023年6月 株式会社アリストル マーケティング アドバイザー	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役	三木 聰	1971年2月9日	1995年4月 東京ゼネラル株式会社入社 1995年10月 日本パークホーム株式会社入社 1996年10月 株式会社ラック入社 1998年4月 有限会社ソフトワールド（現 株式会社ソフトワールド）取締役副社長 2002年8月 有限会社フィックスターズ（現 株式会社フィックスターズ）設立 代表取締役 2002年10月 同社 代表取締役社長C E O（現任） 2005年12月 サイテック株式会社 取締役 2006年12月 同社 取締役 2008年10月 Fixstars Solutions, Inc. C E O 2012年10月 同社 Director（現任） 2018年2月 株式会社Fixstars Autonomous Technologies 代表取締役社長 2019年8月 株式会社スリーク（現 株式会社Sider） 代表取締役会長 2019年10月 株式会社Smart Opinion 代表取締役会長（現任） 2019年10月 Sleeek, Inc.（現 Sider, Inc.） Director（現任） 2019年12月 株式会社Fixstars Autonomous Technologies 取締役（現任） 2020年3月 オスカーテクノロジー株式会社 代表取締役社長 2020年5月 株式会社マーキュリー（現 株式会社マーキュリーリアルティクイノベーター） 取締役 2021年3月 株式会社G R C S 取締役 2021年7月 一般社団法人長野イノベーションベース 代表理事（現任） 2021年11月 株式会社Fixstars Amplify 代表取締役会長（現任） 2021年12月 オスカーテクノロジー株式会社 代表取締役会長（現任） 2022年5月 一般社団法人量子技術による新産業創出協議会 理事（現任） 2022年8月 株式会社Sider 代表取締役社長（現任） 2022年8月 当社 取締役（現任） 2023年1月 一般社団法人xIB JAPAN 理事（現任） 2023年3月 株式会社Drone Autopilot Lab 代表取締役社長（現任）	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役	高橋 慎一郎	1955年12月13日	1981年4月 日興証券株式会社（現 SMB C 日興証券株式会社）入社 1990年7月 同社 商品企画課課長 1999年12月 日興信託銀行株式会社入社 総合企画部部長 2001年9月 日興シティ信託銀行株式会社入社 法務コンプライアンス統括部部長 2004年6月 同社 経営管理部部長 2007年6月 同社 管理部門統括執行役員 2009年10月 シティバンク銀行株式会社（現 シティバンク、エヌ・エイ）入社 法人部門オペレーションナルリスク管理部部長 2019年9月 株式会社アクティブソナー 常勤監査役 2021年3月 当社 常勤監査役（現任）	(注) 4	-
社外監査役	平松 直樹	1975年9月19日	1998年4月 株式会社イトキン入社 2002年9月 KPMG税理士法人入所 2010年5月 税理士法人フェアコンサルティング入所 2013年8月 フェアコンサルティングマレーシア出向 2016年1月 株式会社フェアコンサルティング入社 執行役員 2016年9月 KPMG税理士法人入所 2018年8月 平松国際税理士事務所開業 所長（現任） 2019年4月 株式会社Virtusize 監査役（現任） 2020年3月 当社 監査役（現任） 2020年12月 株式会社V o o k 監査役 2022年4月 株式会社フェアベンチャーサポート入社（現任）	(注) 4	-
社外監査役	山添 千加美	1980年10月28日	2007年12月 PwCあらた監査法人（現 PwCあらた有限責任監査法人）入所 2019年4月 山添千加美会計事務所設立 所長（現任） 2021年3月 tripla株式会社 常勤監査役（現任） 2023年4月 当社 監査役（現任）	(注) 4	-
計					810,480

- (注) 1. 取締役 阿久津聰及び三木聰は、社外取締役であります。
2. 監査役 高橋慎一郎、平松直樹及び山添千加美は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2023年8月28日開催の臨時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2023年8月28日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社では執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。
- 執行役員 管理部部長 大城 安則
執行役員 グロースハック室室長 上田 友博
6. 代表取締役社長江尻高宏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社ナンディが所有する株式数280,000株を含んでおります。

7. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役2名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
田邊 愛	1986年1月21日	2011年12月 弁護士登録 2012年1月 堂島法律事務所入所 2017年1月 関東財務局証券検査官 2018年1月 証券取引等監視委員会事務局検査官（半年間併任） 2019年1月 弁護士法人堂島法律事務所入所（現任） 2021年6月 リスクモンスター株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年3月 インクグロウ株式会社 社外監査役（現任） 2022年10月 株式会社日本ナーシング＆ホスピスケア 社外取締役 2023年1月 U b i e 株式会社 社外監査役（現任） 2023年8月 当社 補欠監査役（現任）	—
佐藤 未央	1975年3月19日	1997年4月 日本システムウェア株式会社入社 2001年6月 デルタエージェント株式会社入社 2006年4月 最高裁判所司法研修所入所 2007年9月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 2007年9月 弁護士法人古田＆アソシエイツ法律事務所（現弁護士法人クレア法律事務所）入所 2015年1月 同事務所 パートナー弁護士 2015年5月 株式会社イーグル 社外取締役（現任） 2015年11月 A. 佐川法律事務所 パートナー弁護士（現任） 2019年3月 K I Y O ラーニング株式会社 社外監査役（現任） 2021年6月 アイエックス・ナレッジ株式会社 社外取締役就任（現任） 2021年7月 株式会社C L U E 社外監査役 2022年11月 株式会社キャスター 社外監査役（現任） 2023年8月 当社 補欠監査役（現任）	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役阿久津聰は、マーケティングやブランド戦略等の研究を通じ、会社経営に関する理論に根差した深い知識と造詣を有しており、また、様々な種類の上場会社の社外取締役を歴任しており会社経営に関する実地経験も豊富であることから、当社の社外取締役として適任であり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役三木聰は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外取締役として適任であり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

常勤監査役の高橋慎一郎は、証券会社にて上場準備会社への支援・指導や内部管理体制整備に関する豊富な経験を有し、また、上場準備会社の顧問や監査役としての業務経験から、監査役として必要な財務及び会計に関する知見を有しており、当社の社外監査役として適任であり、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

非常勤監査役の平松直樹は、税理士資格を有し、大手税理士法人でのIT企業やベンチャー企業の税務戦略、M&A及び資本政策に関する豊富な経験を有しており、当社の社外監査役として適任であり、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

非常勤監査役の山添千加美は、公認会計士として大手監査法人にて長年企業の会計監査業務に携わり、財務、会計等に関する高度な知識、経験を有しており、また、事業会社の監査役としての業務経験から、当社の社外監査役として適任であり、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会・監査役会において内部監査、監査役監査及び会計監査の結果、その他の重要事案についての報告を受け、社外取締役及び社外監査役の専門性、経験、知見に基づく発言・提言を行っております。

社外監査役は、監査役会で策定された監査方針、監査計画に基づき取締役会に出席し、適宜意見を表明するとともに、定期的に開催する監査役会において常勤監査役から内部監査の状況、重要な会議の内容、閲覧した重要書類の概要、内部統制の状況等について報告を受けております。また、監査役、内部監査担当者及び会計監査人間での3者ミーティングを定期的に開催し、相互の連携を取ることで、それぞれの監査の実効性や質的向上を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名にて実施しており、全員が社外監査役であります。

常勤監査役の高橋慎一郎は、証券会社にて上場準備会社への支援・指導や内部管理体制整備に関する豊富な経験を有し、また、上場準備会社の顧問や監査役としての業務経験も有することから、監査役として必要な財務及び会計に関する知見を有しております、それらを当社の監査役監査に活かしております。

非常勤監査役の平松直樹は、税理士資格を有し、大手税理士法人でのIT企業やベンチャー企業の税務戦略、M&A及び資本政策に関する豊富な経験を有しております、それらを当社の監査役監査に活かしております。

非常勤監査役の山添千加美は、公認会計士として大手監査法人にて長年企業の会計監査業務に携わり、財務、会計等に関する高度な知識、経験を有しております、また、事業会社の監査役としての業務経験から、監査役として必要な財務及び会計に関する知見を有しております、それらを当社の監査役監査に活かしております。

各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき、監査役監査につきましては、3名の監査役による監査役会を月1回開催する他、取締役会への出席、常勤監査役による重要会議出席、決裁書類の閲覧等を行うこととしており、取締役及び各部門の業務遂行につき監査を行っております。最近事業年度の監査役会の開催回数と個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
高橋 慎一郎	12回	12回
平松 直樹	12回	12回
上山 亨	12回	12回

※ 上山亨氏は、一身上の都合により2023年3月31日付で社外監査役を辞任しております。また、2023年4月24日開催の臨時株主総会にて山添千加美氏が社外監査役として新たに選任されているため、山添氏の最近事業年度における出席状況は記載しておりません。

当社の監査役会は原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとしており、具体的な検討内容は以下のとおりであります。

- ・監査計画及び監査方針の策定
- ・取締役会及び取締役の意思決定並びに取締役の職務執行の有効性
- ・予算の妥当性
- ・業績状況の確認
- ・内部統制システムの構築・整備の基本方針に基づく運用状況の確認
- ・リスク管理体制、コンプライアンス体制の整備状況及びモニタリング実施状況の確認
- ・競業取引及び利益相反取引
- ・監査法人の職務執行の有効性

② 内部監査の状況

当社は独立した内部監査部門を設けておりませんが、管理部門に所属する2名及び管理部門以外の部門に所属する1名が内部監査担当者として、自己の所属する部門を除く全部門に対して監査を実施しております。内部監査担当者は、代表取締役社長が承認した年間の内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、その監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、各部門に対し、改善事項の指摘や指導、改善状況のフォローアップを行っております。

内部監査の実効性を確保するための取り組みとして、内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と定期的にミーティングを行い、監査に必要な情報の共有を図っております。さらに、監査役監査と内部監査の有機的な連携を目的として、内部監査の実施に際し、常勤監査役への情報共有と意見交換を行い、適宜連携を図っております。また、必要に応じ、内部監査に関する重要事項を取締役会や監査役会へ報告する体制となっております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b 継続監査期間

2年間

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 中野 秀俊

指定有限責任社員 業務執行社員 中瀬 朋子

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他12名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査が適切に実施されることを担保するため、十分な品質管理、当社事業に対する十分な理解、監査報酬の適切性、監査責任者と当社役員との間での適切なコミュニケーション、不正リスクに対する十分な配慮等の観点を、監査法人の候補の選定、解任または不再任を決定する際の方針としております。

なお、太陽有限責任監査法人は、金融庁から2023年12月26日付で契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことによる契約の新規締結を除く。）の処分を受けております。

当社は、太陽有限責任監査法人について、必要な独立性及び専門性を有していること、当社の業務に対して効率的な監査業務を実施できる規模を有していること、監査体制が整備されていること、監査計画が合理的かつ妥当であることを当社の選定方針に照らして確認するとともに、太陽有限責任監査法人の上記の処分についてその処分の内容、処分理由及び事案の概要をヒアリングしており、これらを総合的に判断したうえで選定しております。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査法人に対して毎期評価を行っております。監査役会は監査法人と緊密なコミュニケーションを取っており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。当社の監査法人である太陽有限責任監査法人につきましては、独立性・専門性とともに問題はなく、当社の監査法人の職務執行に問題はないと評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
11,600	—	12,500	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（aを除く）

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の会社規模、特性、監査日数等を考慮し、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容・会計監査の職務遂行状況について相当性を確認し、監査時間と報酬単価の精査を通じて報酬見積りの算出根拠・算定内容について検討した結果、会計監査人の監査報酬等は妥当であると判断し会社法第399条第1項の同意をしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

2023年3月30日開催の定時株主総会において、取締役報酬限度額（使用者兼務取締役の使用者としての給与を除く）は年間2億円以内、監査役報酬限度額は年間50,000千円以内と決議されております。

取締役の報酬額は、株主総会で決定された総額限度内において、各取締役の職務・職責・成果などの評価、類似企業の役員報酬水準、当社の経営状況を総合的に鑑みて代表取締役が原案を作成いたします。代表取締役が作成した取締役の報酬額は、社外取締役から意見を聴取した上で、取締役会決議により決定しております。監査役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、その職責を基準に監査役会にて協議を行い、決定しております。

最近事業年度の取締役の報酬額は、2023年8月28日の取締役会の決議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

第9期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	36,450	36,450	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	13,300	13,300	—	—	—	5

(注) 無報酬の取締役1名を除いております。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）及び当事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2023年1月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 貢献度を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、社内規程やマニュアルの整備を行うとともに、セミナーへの参加や参考図書によって情報収集を行っております。また、監査法人と緊密に連携し、情報収集を行うとともに、監査法人等各種団体の主催する会計関連セミナーへの積極的な参加や、経営財務等の専門書の購読等により、会計基準の変更等について適切かつ的確に対応しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	416,430	218,516
売掛金	31,584	53,707
商品	13,467	17,944
前渡金	—	28,545
前払費用	6,164	12,422
その他	3,770	2,321
貸倒引当金	△615	△659
流動資産合計	<u>470,802</u>	<u>332,797</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	18,429	18,649
工具、器具及び備品	10,970	15,945
減価償却累計額	△8,133	△12,522
有形固定資産合計	<u>21,266</u>	<u>22,072</u>
無形固定資産		
ソフトウエア	16,134	9,033
無形固定資産合計	<u>16,134</u>	<u>9,033</u>
投資その他の資産		
敷金	20,126	19,260
長期前払費用	539	627
繰延税金資産	—	15,445
その他	274	539
投資その他の資産合計	<u>20,940</u>	<u>35,872</u>
固定資産合計	<u>58,341</u>	<u>66,978</u>
資産合計	<u>529,143</u>	<u>399,776</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,769	13,900
1年内返済予定の長期借入金	3,297	4,322
未払金	21,186	28,709
未払費用	6,599	8,870
未払法人税等	290	732
未払消費税等	15,700	7,829
前受金	10,280	—
契約負債	—	11,274
預り金	7,640	10,034
その他	681	853
流動負債合計	75,447	86,527
固定負債		
長期借入金	34,535	30,213
固定負債合計	34,535	30,213
負債合計	109,982	116,740
純資産の部		
株主資本		
資本金	99,000	99,000
資本剰余金		
資本準備金	412,625	412,625
資本剰余金合計	412,625	412,625
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△92,464	△228,589
利益剰余金合計	△92,464	△228,589
株主資本合計	419,160	283,035
純資産合計	419,160	283,035
負債純資産合計	529,143	399,776

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2023年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	339,917
売掛金	66,589
商品	28,565
その他	11,663
貸倒引当金	△383
流動資産合計	446,352

固定資産

有形固定資産

建物附属設備	18,649
工具、器具及び備品	20,394
減価償却累計額	△16,585
有形固定資産合計	22,458

無形固定資産

ソフトウエア	5,297
ソフトウエア仮勘定	6,888
無形固定資産合計	12,185

投資その他の資産

敷金	18,610
繰延税金資産	14,368
その他	1,296
投資その他の資産合計	34,275
固定資産合計	68,919

資産合計

	515,271
--	---------

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2023年9月30日)

負債の部

流動負債	
買掛金	13,478
1年内返済予定の長期借入金	2,075
未払金	26,471
未払法人税等	958
契約負債	16,281
その他	52,261
流動負債合計	111,526
固定負債	
長期借入金	22,425
固定負債合計	22,425
負債合計	133,951
純資産の部	
株主資本	
資本金	99,000
資本剰余金	412,625
利益剰余金	△130,305
株主資本合計	381,319
純資産合計	381,319
負債純資産合計	515,271

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	577,093	※1 768,268
売上原価	125,469	163,189
売上総利益	451,624	605,078
販売費及び一般管理費	※2,※3 548,589	※2,※3 756,045
営業損失（△）	△96,965	△150,966
営業外収益		
受取利息	3	3
受取配当金	0	0
補助金収入	4,500	—
その他	2,924	668
営業外収益合計	7,428	672
営業外費用		
支払利息	659	543
その他	1,400	—
営業外費用合計	2,059	543
経常損失（△）	△91,596	△150,836
特別利益		
原状回復費戻入益	2,110	—
特別利益合計	2,110	—
税引前当期純損失（△）	△89,486	△150,836
法人税、住民税及び事業税	290	732
法人税等調整額	—	△15,445
法人税等合計	290	△14,712
当期純損失（△）	△89,777	△136,124

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)			当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		
区分	注記番号	金額(千円)		構成比(%)	金額(千円)		構成比(%)
I 労務費			38,316	35.0		37,831	26.3
II 経費			71,014	65.0		106,002	73.7
計	※		109,330	100.0		143,833	100.0
期首商品棚卸高		3,906			13,467		
当期商品仕入高		25,699			23,832		
小計		29,605			37,300		
期末商品棚卸高		13,467	16,138		17,944	19,355	
売上原価			125,469				163,189

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
サーバ利用料	50,569	81,675
外注費	11,311	15,187

【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)	
売上高	778,183
売上原価	129,094
売上総利益	649,089
販売費及び一般管理費	546,890
営業利益	102,199
営業外収益	
受取利息	2
還付金収入	149
その他	301
営業外収益合計	454
営業外費用	
支払利息	334
上場関連費用	2,000
営業外費用合計	2,334
経常利益	100,319
税引前四半期純利益	100,319
法人税、住民税及び事業税	959
法人税等調整額	1,076
法人税等合計	2,035
四半期純利益	98,283

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						純資産合計 株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	202,426	685,560	—	685,560	△379,048	△379,048	508,937	
当期変動額								
減資	△103,426	△272,934	376,360	103,426			—	
欠損の補填			△376,360	△376,360	376,360	376,360	—	
当期純損失(△)					△89,777	△89,777	△89,777	
当期変動額合計	△103,426	△272,934	—	△272,934	286,583	286,583	△89,777	
当期末残高	99,000	412,625	—	412,625	△92,464	△92,464	419,160	

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計 株主資本合計	
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	99,000	412,625	412,625	△92,464	△92,464	419,160	
当期変動額							
当期純損失(△)				△136,124	△136,124	△136,124	
当期変動額合計	—	—	—	△136,124	△136,124	△136,124	
当期末残高	99,000	412,625	412,625	△228,589	△228,589	283,035	

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失（△）	△89,486	△150,836
減価償却費及び他の償却費	11,945	12,356
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△440	44
受取利息及び受取配当金	△3	△3
支払利息	659	543
売上債権の増減額（△は増加）	△6,213	△22,122
棚卸資産の増減額（△は増加）	△9,561	△4,476
前渡金の増減額（△は増加）	—	△28,545
仕入債務の増減額（△は減少）	1,497	4,131
未払金の増減額（△は減少）	△4,219	7,522
前受金の増減額（△は減少）	△9,603	—
契約負債の増減額（△は減少）	—	993
未払消費税等の増減額（△は減少）	8,779	△7,871
その他	3,046	1,536
小計	<u>△93,601</u>	<u>△186,727</u>
利息及び配当金の受取額	3	3
利息の支払額	△659	△543
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	<u>△3,005</u>	<u>1,569</u>
営業活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△23,083	△8,564
敷金及び保証金の回収による収入	45,229	—
その他固定資産の取得による支出	△132	△353
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>22,012</u>	<u>△8,917</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△3,297	△3,297
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,297	△3,297
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△78,547	△197,913
現金及び現金同等物の期首残高	494,977	416,430
現金及び現金同等物の期末残高	※ 416,430	※ 218,516

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法（収益力の低下による簿価切り下げの方法）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10～18年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法（収益力の低下による簿価切り下げの方法）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10～18年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

まず、「カイクラ」を利用するためには、アダプターをカイクラユーザーの拠点に設置する必要があり、これに関する料金を初期料金として請求します。この設置業務については、アダプターをカイクラユーザーの拠点に設置し、それが完了した時点において履行義務が充足されると判断していることから、設置工事が完了した時点で収益を認識しております。

また、固定電話への入電のポップアップ機能や通話録音などの機能については、インターネットを経由して継続的にサービスを提供し、その利用料金を月額利用料金としてカイクラユーザーから收受しております。これについては、「カイクラ」サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

さらに、SMSなどの従量制サービスについては、その利用量に応じた料金をカイクラユーザーから收受しております。これについては、そのサービス利用量に応じて収益を認識しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 15,445千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、将来の見通しを考慮した中期経営計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の中期経営計画における主要な仮定は、獲得ユーザー数、売上単価及び月次解約率の予測に基づく売上高の見込みであります。この仮定は、収益力増加のための広告宣伝及び販売促進施策の期待効果、過去の実績、顧客の市場動向等を反映しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である売上高の見込みは、将来の不確実な経営環境及び当社の経営状況の影響を受けます。したがって、実際の課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

当会計基準の適用が当事業年度の損益に及ぼす影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用に伴い、当事業年度より、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「前受金」は「契約負債」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用が財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

(収益認識に関する会計基準)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定期

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用が当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準)

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日公表分 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対する他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用が当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難ですが、当社の事業活動へ与える影響は限定的であります。

したがって、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化・深刻化し、当社の事業活動に支障が生じる場合、翌事業年度以降の財政状態・経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難ですが、当社の事業活動へ与える影響は限定的であります。

したがって、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化・深刻化し、当社の事業活動に支障が生じる場合、翌事業年度以降の財政状態・経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度46.0%、当事業年度49.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度54.0%、当事業年度50.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
給与手当	176,876千円	196,370千円
広告宣伝費	36,754	114,822
減価償却費	6,898	7,419
貸倒引当金繰入額	—	44
貸倒損失	187	—
販売手数料	64,725	78,070

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
	51,152千円	62,488千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	28,734	—	—	28,734
A種優先株式	5,527	—	—	5,527
B種優先株式	3,461	—	—	3,461
C種優先株式	21,742	—	—	21,742
D種優先株式	7,844	—	—	7,844
合計	67,308	—	—	67,308

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	28,734	—	—	28,734
A種優先株式	5,527	—	—	5,527
B種優先株式	3,461	—	—	3,461
C種優先株式	21,742	—	—	21,742
D種優先株式	7,844	—	—	7,844
合計	67,308	—	—	67,308

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金	416,430千円	218,516千円
現金及び現金同等物	416,430	218,516

(リース取引関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に照らし必要な資金を第三者割当増資または銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握と早期回収を図っております。

借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長13年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は決済代行会社に業務を委託するとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）を参照ください。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
売掛金	31,584		
貸倒引当金(*2)	△615		
	30,969	30,969	—
資産計	30,969	30,969	—
長期借入金(*3)	37,833	37,409	△423
負債計	37,833	37,409	△423

(*1) 現金及び預金、買掛金、未払金並びに未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。ただし、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にはほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2021年12月31日)
出資金	10

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	416,430	—	—	—
売掛金	31,584	—	—	—
合計	448,014	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	3,297	4,322	5,068	4,968	2,502	17,675
合計	3,297	4,322	5,068	4,968	2,502	17,675

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に照らし必要な資金を第三者割当増資または銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握と早期回収を図っております。

借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長12年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は決済代行会社に業務を委託するとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(*2)	34,535	33,300	△1,235
負債計	34,535	33,300	△1,235

(*1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金並びに未払法人税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(*3) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2022年12月31日)
出資金	10

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	218,516	—	—	—
売掛金	53,707	—	—	—
合計	272,223	—	—	—

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	4,322	5,068	4,968	2,502	2,100	15,575
合計	4,322	5,068	4,968	2,502	2,100	15,575

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	33,300	—	33,300
負債計	—	33,300	—	33,300

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2015年12月2日	2017年7月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	外部協力者 1	当社取締役 1 外部協力者 1
株式の種類別のストック・オプションの数（株）（注）	普通株式 20,000	普通株式 105,600
付与日	2015年12月28日	2017年8月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2016年2月1日～2026年3月31日	2019年8月1日～2027年7月31日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2018年5月28日	2020年9月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1	当社取締役 1 当社従業員 42
株式の種類別のストック・オプションの数（株）（注）	普通株式 28,680	普通株式 145,600
付与日	2018年5月31日	2020年10月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年6月1日～2028年4月30日	2022年10月30日～2030年6月18日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前（株）				
前事業年度末	—	—	—	145,600
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	27,160
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	118,440
権利確定後（株）				
前事業年度末	20,000	105,600	28,680	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	20,000	105,600	28,680	—

(注) 2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格（円）	25	575	650	663
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—

(注) 2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、直近の第三者割当増資時の株価、またはDCF法により算出した価額を基礎として算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における
本源的価値の合計額 一千円

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2015年12月2日	2017年7月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	外部協力者 1	当社取締役 1 外部協力者 1
株式の種類別のストック・オプションの数（株）（注）	普通株式 20,000	普通株式 105,600
付与日	2015年12月28日	2017年8月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2016年2月1日～2026年3月31日	2019年8月1日～2027年7月31日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2018年5月28日	2020年9月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1	当社取締役 1 当社従業員 42
株式の種類別のストック・オプションの数（株）（注）	普通株式 28,680	普通株式 145,600
付与日	2018年5月31日	2020年10月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年6月1日～2028年4月30日	2022年10月30日～2030年6月18日

	第5回新株予約権
決議年月日	2022年12月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社監査役 3 当社従業員 45
株式の種類別のストック・オプションの数（株）（注）	普通株式 149,320
付与日	2022年12月26日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2024年12月27日～2032年12月15日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前（株）					
前事業年度末	—	—	—	118,440	—
付与	—	—	—	—	149,320
失効	—	—	—	17,800	—
権利確定	—	—	—	100,640	—
未確定残	—	—	—	—	149,320
権利確定後（株）					
前事業年度末	20,000	105,600	28,680	—	—
権利確定	—	—	—	100,640	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	400	—
未行使残	20,000	105,600	28,680	100,240	—

(注) 2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	25	575	650	663	700
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—

(注) 2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、直近の第三者割当増資時の株価、またはDCF法により算出した価額を基礎として算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における
本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度（2021年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）1		275,457千円
減価償却超過額		4,789
その他		6,214
繰延税金資産小計		<u>286,461</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）1		△275,457
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		<u>△11,004</u>
評価性引当額小計		<u>△286,461</u>
繰延税金資産合計		—
繰延税金資産の純額		—

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	4,937	1,670	11,227	257,621	275,457
評価性引当額	—	—	△4,937	△1,670	△11,227	△257,621	△275,457
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—(※2)

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金の全部を回収不能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度（2022年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）2		322,230千円
減価償却超過額		3,676
その他		5,895
繰延税金資産小計		<u>331,802</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2		△308,199
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		<u>△8,157</u>
評価性引当額小計（注）1		<u>△316,357</u>
繰延税金資産合計		<u>15,445</u>
繰延税金資産の純額		<u>15,445</u>

(注) 1. 評価性引当額が29,896千円増加しております。この増加の内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	4,937	1,670	11,227	47,476	256,918	322,230
評価性引当額	—	—	—	△3,805	△47,476	△256,918	△308,199
繰延税金資産	—	4,937	1,670	7,422	—	—	(※2) 14,030

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金322,230千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産14,030千円を計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復に関わる債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復に関わる債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

当社は、カイクラ事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりあります。

(単位：千円)

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
初期売上	119,580
月額売上	541,875
従量課金売上	105,915
その他売上	896
顧客との契約から生じる収益	768,268
その他の収益	—
外部顧客への売上高	768,268

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた契約負債の残高

	当事業年度
契約負債（期首残高）	10,280千円
契約負債（期末残高）	11,274千円

契約負債は主に月額売上に関する前受金であります。当該契約負債は、「カイクラ」サービスの提供時期が到来した段階で収益として認識され、取り崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、10,280千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当社の事業セグメントは、カイクラ事業のみの単一セグメントであり、重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当社の事業セグメントは、カイクラ事業のみの単一セグメントであり、重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名稱又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び当 社個人主要 株主	江尻 高宏	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接 30.1	債務被保証	金融機関か らの借入へ の保証	12,833	—	—

(注) 1. 当社の借入金に対する連帶保証です。なお、借入に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度末の借入金残高を記載しております。また、江尻高宏に対する債務保証料の支払いは行っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1 関連当事者との取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1 株当たり純資産額	155.69円
1 株当たり当期純損失（△）	△33.35円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、又、1 株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 当社は、2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1 株当たり当期純損失（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1 株当たり当期純損失	
当期純損失（△）（千円）	△89,777
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純損失（△）（千円）	△89,777
普通株式の期中平均株式数（株）	2,692,320
（うち普通株式数（株））	1,149,360
（うちA種優先株式数（株））	221,080
（うちB種優先株式数（株））	138,440
（うちC種優先株式数（株））	869,680
（うちD種優先株式数（株））	313,760
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含まれなかつた潜在株式の概要	新株予約権 4 種類 (新株予約権6,818個 普通株式272,720株) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	105.13円
1株当たり当期純損失（△）	△50.56円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、又、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 当社は、2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり当期純損失	
当期純損失（△）（千円）	△136,124
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純損失（△）（千円）	△136,124
普通株式の期中平均株式数（株）	2,692,320
（うち普通株式数（株））	1,149,360
（うちA種優先株式数（株））	221,080
（うちB種優先株式数（株））	138,440
（うちC種優先株式数（株））	869,680
（うちD種優先株式数（株））	313,760
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかつた潜在株式の概要	新株予約権5種類 (新株予約権10,096個 普通株式403,840株) なお、新株予約権の概要是「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(単元株制度の採用及び株式分割)

当社は、2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。また、2023年10月23日開催の臨時株主総会決議により、2023年10月25日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2023年10月24日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき40株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	67,308株
今回の分割により増加する株式数	2,625,012株
株式分割後の発行済株式総数	2,692,320株
株式分割後の発行可能株式総数	10,400,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2023年10月25日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が2021年12月期の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自 2023年1月1日
至 2023年9月30日)

減価償却費

7,799千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年9月30日）

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年9月30日）

当社の事業セグメントは、カイクラ事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

	カイクラ事業
初期売上	127,094
月額売上	547,278
従量課金売上	101,890
その他売上	1,920
顧客との契約から生じる収益	778,183
その他の収益	—
外部顧客への売上高	778,183

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第 3 四半期累計期間 (自 2023年 1月 1日 至 2023年 9月 30日)
1 株当たり四半期純利益 (円)	36.51
(算定上の基礎)	
四半期純利益 (千円)	98,283
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	98,283
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,692,320
(うち普通株式数 (株))	1,420,650
(うちA種優先株式数 (株))	182,209
(うちB種優先株式数 (株))	114,099
(うちC種優先株式数 (株))	716,769
(うちD種優先株式数 (株))	258,593
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかつた潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があつたものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
 2. 当社は、2023年10月25日付で普通株式 1 株につき40株の割合で株式分割を行っておりますが、期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。また、2023年10月23日開催の臨時株主総会決議により、2023年10月25日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2023年10月24日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき40株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	67,308株
今回の分割により増加する株式数	2,625,012株
株式分割後の発行済株式総数	2,692,320株
株式分割後の発行可能株式総数	10,400,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2023年10月25日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」については、当該株式分割が期首に行われたと仮定しており、これによる影響については当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	18,429	220	—	18,649	2,203	1,329	16,446
工具、器具及び備品	10,970	4,975	—	15,945	10,318	3,058	5,626
有形固定資産計	29,399	5,195	—	34,594	12,522	4,388	22,072
無形固定資産							
ソフトウェア	37,506	—	—	37,506	28,473	7,101	9,033
無形固定資産計	37,506	—	—	37,506	28,473	7,101	9,033
長期前払費用	539	872	783	627	—	—	627

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 パソコン等備品の購入 4,975千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	3,297	4,322	3.0	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	34,535	30,213	1.9	2024年1月4日～ 2035年5月25日
合計	37,833	34,535	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	5,068	4,968	2,502	2,100

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	615	659	—	615	659

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	181
預金	
普通預金	218,335
合計	218,516

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
㈱グッドスピード	2,598
㈱ホンダ茨城南	2,573
トヨタカローラ山梨㈱	2,566
トヨタカローラ香川㈱	2,253
㈱古城モータース	1,993
その他	41,721
合計	53,707

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{(B)}$ 365
31,584	579,258	557,136	53,707	91.2	27

ハ. 商品

区分	金額(千円)
カイクラアダプター及び付属品	17,944
合計	17,944

二. 前渡金

区分	金額(千円)
㈱リンクスインターナショナル	28,545
合計	28,545

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
富士通クラウドテクノロジー(株)	4,831
AIcross(株)	3,825
(株)メディア4u	2,636
(株)キャリママ	418
KCP(株)	409
その他	1,778
合計	13,900

ロ. 未払金

相手先	金額（千円）
ライフカード(株)	3,324
(株)Vitalize	2,310
(株)日経BP	1,729
スマートキャンプ(株)	1,377
(株)パルディア	1,326
その他	18,641
合計	28,709

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2024年2月14日開催の取締役会において承認された第10期事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の財務諸表及び比較情報としての第9期事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

① 財務諸表

イ 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	218,516	319,540
売掛金	53,707	61,226
商品	17,944	24,610
前渡金	28,545	18,942
前払費用	12,422	12,865
その他	2,321	2,548
貸倒引当金	△659	△352
流动資産合計	<u>332,797</u>	<u>439,380</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	18,649	18,649
工具、器具及び備品	15,945	20,633
減価償却累計額	△12,522	△23,053
有形固定資産合計	<u>22,072</u>	<u>16,228</u>
無形固定資産		
ソフトウエア	9,033	9,416
ソフトウエア仮勘定	—	10,178
無形固定資産合計	<u>9,033</u>	<u>19,594</u>
投資その他の資産		
敷金	19,260	30,662
長期前払費用	627	2,521
繰延税金資産	15,445	27,568
その他	539	794
投資その他の資産合計	<u>35,872</u>	<u>61,547</u>
固定資産合計	<u>66,978</u>	<u>97,370</u>
資産合計	<u>399,776</u>	<u>536,751</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	13,900	12,610
1年内返済予定の長期借入金	4,322	2,100
未払金	28,709	33,558
未払費用	8,870	10,687
未払法人税等	732	1,278
未払消費税等	7,829	36,845
契約負債	11,274	14,573
預り金	10,034	11,070
その他	853	213
流動負債合計	86,527	122,937
固定負債		
長期借入金	30,213	21,875
固定負債合計	30,213	21,875
負債合計	116,740	144,812
純資産の部		
株主資本		
資本金	99,000	99,000
資本剰余金		
資本準備金	412,625	412,625
資本剰余金合計	412,625	412,625
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△228,589	△119,686
利益剰余金合計	△228,589	△119,686
株主資本合計	283,035	391,938
純資産合計	283,035	391,938
負債純資産合計	399,776	536,751

口 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	※1 768,268	※1 1,040,169
売上原価	163,189	172,602
売上総利益	605,078	867,566
販売費及び一般管理費	※2,※3 756,045	※2,※3 766,202
営業利益又は営業損失（△）	△150,966	101,364
営業外収益		
受取利息	3	2
受取配当金	0	0
還付金収入	—	154
その他	668	331
営業外収益合計	672	489
営業外費用		
支払利息	543	421
上場関連費用	—	3,300
その他	—	73
営業外費用合計	543	3,795
経常利益又は経常損失（△）	△150,836	98,057
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△150,836	98,057
法人税、住民税及び事業税	732	1,278
法人税等調整額	△15,445	△12,123
法人税等合計	△14,712	△10,844
当期純利益又は当期純損失（△）	△136,124	108,902

売上原価明細書

		前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)			当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		
区分	注記番号	金額(千円)		構成比(%)	金額(千円)		構成比(%)
I 労務費			37,831	26.3		42,154	28.0
II 経費			106,002	73.7		108,385	72.0
計	※		143,833	100.0		150,540	100.0
期首商品棚卸高		13,467			17,944		
当期商品仕入高		23,832			28,728		
小計		37,300			46,672		
期末商品棚卸高		17,944	19,355		24,610	22,062	
売上原価			163,189				172,602

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
サーバ利用料	81,675	80,993
外注費	15,187	19,183

八 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剩余金		利益剩余金		株主資本合計		
	資本準備金	資本剩余金合計	その他利益 剩余金	利益剩余金 合計			
当期首残高	99,000	412,625	412,625	△92,464	△92,464	419,160	
当期変動額							
当期純損失（△）				△136,124	△136,124	△136,124	
当期変動額合計	—	—	—	△136,124	△136,124	△136,124	
当期末残高	99,000	412,625	412,625	△228,589	△228,589	283,035	

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剩余金		利益剩余金		株主資本合計		
	資本準備金	資本剩余金合計	その他利益 剩余金	利益剩余金 合計			
当期首残高	99,000	412,625	412,625	△228,589	△228,589	283,035	
当期変動額							
当期純利益				108,902	108,902	108,902	
当期変動額合計	—	—	—	108,902	108,902	108,902	
当期末残高	99,000	412,625	412,625	△119,686	△119,686	391,938	

ニ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△150,836	98,057
減価償却費及びその他の償却費	12,356	20,111
貸倒引当金の増減額（△は減少）	44	△306
受取利息及び受取配当金	△3	△2
支払利息	543	421
売上債権の増減額（△は増加）	△22,122	△7,519
棚卸資産の増減額（△は増加）	△4,476	△6,665
前渡金の増減額（△は増加）	△28,545	9,603
仕入債務の増減額（△は減少）	4,131	△1,290
未払金の増減額（△は減少）	7,522	1,066
契約負債の増減額（△は減少）	993	3,298
未払消費税等の増減額（△は減少）	△7,871	29,016
その他	1,536	2,023
小計	<u>△186,727</u>	<u>147,815</u>
利息及び配当金の受取額	3	2
利息の支払額	△543	△421
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	1,569	△732
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u>△185,697</u>	<u>146,663</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△8,564	△5,168
無形固定資産の取得による支出	—	△11,648
敷金の差入による支出	—	△16,112
その他固定資産の取得による支出	△353	△2,148
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△8,917</u>	<u>△35,077</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△3,297	△10,560
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△3,297</u>	<u>△10,560</u>
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△197,913	101,024
現金及び現金同等物の期首残高	416,430	218,516
現金及び現金同等物の期末残高	※ 218,516	※ 319,540

注記事項

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法（収益力の低下による簿価切り下げの方法）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10～18年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

まず、「カイクラ」を利用するためには、アダプターをカイクラユーザーの拠点に設置する必要があり、これに関する料金を初期料金として請求します。この設置業務については、アダプターをカイクラユーザーの拠点に設置し、それが完了した時点において履行義務が充足されると判断していることから、設置工事が完了した時点で収益を認識しております。

また、固定電話への入電のポップアップ機能や通話録音などの機能については、インターネットを経由して継続的にサービスを提供し、その利用料金を月額利用料金としてカイクラユーザーから收受しております。これについては、「カイクラ」サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

さらに、SMSなどの従量制サービスについては、その利用量に応じた料金をカイクラユーザーから收受しております。これについては、そのサービス利用量に応じて収益を認識しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法（収益力の低下による簿価切り下げの方法）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10～18年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

まず、「カイクラ」を利用するためには、アダプターをカイクラユーザーの拠点に設置する必要があり、これに関する料金を初期料金として請求します。この設置業務については、アダプターをカイクラユーザーの拠点に設置し、それが完了した時点において履行義務が充足されると判断していることから、設置工事が完了した時点で収益を認識しております。

また、固定電話への入電のポップアップ機能や通話録音などの機能については、インターネットを経由して継続的にサービスを提供し、その利用料金を月額利用料金としてカイクラユーザーから收受しております。これについては、「カイクラ」サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

さらに、SMSなどの従量制サービスについては、その利用量に応じた料金をカイクラユーザーから收受しております。これについては、そのサービス利用量に応じて収益を認識しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 15,445千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、将来の見通しを考慮した中期経営計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の中期経営計画における主要な仮定は、獲得ユーザー数、売上単価及び月次解約率の予測に基づく売上高の見込みであります。この仮定は、収益力増加のための広告宣伝及び販売促進施策の期待効果、過去の実績、顧客の市場動向等を反映しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である売上高の見込みは、将来の不確実な経営環境及び当社の経営状況の影響を受けます。したがって、実際の課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 27,568千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、将来の見通しを考慮した中期経営計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の中期経営計画における主要な仮定は、獲得ユーザー数、売上単価及び月次解約率の予測に基づく売上高の見込みであります。この仮定は、収益力増加のための広告宣伝及び販売促進施策の期待効果、過去の実績、顧客の市場動向等を反映しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である売上高の見込みは、将来の不確実な経営環境及び当社の経営状況の影響を受けます。したがって、実際の課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

当会計基準の適用が当事業年度の損益に及ぼす影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用に伴い、当事業年度より、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「前受金」は「契約負債」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用が財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難ですが、当社の事業活動へ与える影響は限定的であります。

したがって、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化・深刻化し、当社の事業活動に支障が生じる場合、翌事業年度以降の財政状態・経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しております。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度49.6%、当事業年度45.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度50.4%、当事業年度54.1%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
給与手当	196,370千円	228,893千円
広告宣伝費	114,822	61,926
減価償却費	7,419	13,563
貸倒引当金繰入額	44	237
販売手数料	78,070	94,889

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
	62,488千円	49,473千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	28,734	—	—	28,734
A種優先株式	5,527	—	—	5,527
B種優先株式	3,461	—	—	3,461
C種優先株式	21,742	—	—	21,742
D種優先株式	7,844	—	—	7,844
合計	67,308	—	—	67,308

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	28,734	2,663,586	—	2,692,320
A種優先株式	5,527	—	5,527	—
B種優先株式	3,461	—	3,461	—
C種優先株式	21,742	—	21,742	—
D種優先株式	7,844	—	7,844	—
合計	67,308	2,663,586	38,574	2,692,320

(変動事由の概要)

(1) 普通株式の増加数の内容は、次のとおりであります。

種類株式から普通株式への転換による増加 38,574株

株式分割による増加 2,625,012株

(2) A種種類株式の減少数の内容は、次のとおりであります。

種類株式から普通株式への転換による減少 5,527株

(3) B種種類株式の減少数の内容は、次のとおりであります。

種類株式から普通株式への転換による減少 3,461株

(4) C種種類株式の減少数の内容は、次のとおりであります。

種類株式から普通株式への転換による減少 21,742株

(5) D種種類株式の減少数の内容は、次のとおりであります。

種類株式から普通株式への転換による減少 7,844株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
現金及び預金	218,516千円	319,540千円
現金及び現金同等物	218,516	319,540

(リース取引関係)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に照らし必要な資金を第三者割当増資または銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握と早期回収を図っております。

借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長12年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は決済代行会社に業務を委託するとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(*2)	34,535	33,300	△1,235
負債計	34,535	33,300	△1,235

(*1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金並びに未払法人税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(*3) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2022年12月31日)
出資金	10

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	218,516	—	—	—
売掛金	53,707	—	—	—
合計	272,223	—	—	—

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	4,322	5,068	4,968	2,502	2,100	15,575
合計	4,322	5,068	4,968	2,502	2,100	15,575

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	33,300	—	33,300
負債計	—	33,300	—	33,300

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に照らし必要な資金を第三者割当増資または銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握と早期回収を図っております。

借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長11年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は決済代行会社に業務を委託するとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(*2)	23,975	22,951	△1,023
負債計	23,975	22,951	△1,023

(*1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金並びに未払法人税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	319,540	—	—	—
売掛金	61,226	—	—	—
合計	380,767	—	—	—

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	13,475
合計	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	13,475

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	22,951	—	22,951
負債計	—	22,951	—	22,951

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2015年12月2日	2017年7月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	外部協力者 1	当社取締役 1 外部協力者 1
株式の種類別のストック・オプションの数（株）（注）	普通株式 20,000	普通株式 105,600
付与日	2015年12月28日	2017年8月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2016年2月1日～2026年3月31日	2019年8月1日～2027年7月31日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2018年5月28日	2020年9月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1	当社取締役 1 当社従業員 42
株式の種類別のストック・オプションの数（株）（注）	普通株式 28,680	普通株式 145,600
付与日	2018年5月31日	2020年10月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年6月1日～2028年4月30日	2022年10月30日～2030年6月18日

	第5回新株予約権
決議年月日	2022年12月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社監査役 3 当社従業員 45
株式の種類別のストック・オプションの数（株）（注）	普通株式 149,320
付与日	2022年12月26日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2024年12月27日～2032年12月15日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前（株）					
前事業年度末	—	—	—	118,440	—
付与	—	—	—	—	149,320
失効	—	—	—	17,800	—
権利確定	—	—	—	100,640	—
未確定残	—	—	—	—	149,320
権利確定後（株）					
前事業年度末	20,000	105,600	28,680	—	—
権利確定	—	—	—	100,640	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	400	—
未行使残	20,000	105,600	28,680	100,240	—

(注) 2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	25	575	650	663	700
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—

(注) 2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、直近の第三者割当増資時の株価、またはDCF法により算出した価額を基礎として算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における
本源的価値の合計額 一千円

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2015年12月2日	2017年7月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	外部協力者 1	当社取締役 1 外部協力者 1
株式の種類別のストック・オプションの数（株） (注)	普通株式 20,000	普通株式 105,600
付与日	2015年12月28日	2017年8月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2016年2月1日～2026年3月31日	2019年8月1日～2027年7月31日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2018年5月28日	2020年9月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 42	当社取締役 1 当社従業員 42
株式の種類別のストック・オプションの数（株）（注）	普通株式 28,680	普通株式 145,600
付与日	2018年5月31日	2020年10月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年6月1日～2028年4月30日	2022年10月30日～2030年6月18日

	第5回新株予約権
決議年月日	2022年12月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社監査役 3 当社従業員 45
株式の種類別のストック・オプションの数（株）（注）	普通株式 149,320
付与日	2022年12月26日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2024年12月27日～2032年12月15日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前（株）					
前事業年度末	—	—	—	—	149,320
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	8,800
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	140,520
権利確定後（株）					
前事業年度末	20,000	105,600	28,680	100,240	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	2,400	—
未行使残	20,000	105,600	28,680	97,840	—

(注) 2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格（円）	25	575	650	663	700
行使時平均株価（円）	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—	—

(注) 2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、直近の第三者割当増資時の株価、またはDCF法により算出した価額を基礎として算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度（2022年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）2		322,230千円
減価償却超過額		3,676
その他		5,895
繰延税金資産小計		<u>331,802</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2		△308,199
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		<u>△8,157</u>
評価性引当額小計（注）1		<u>△316,357</u>
繰延税金資産合計		15,445
繰延税金資産の純額		<u>15,445</u>

(注) 1. 評価性引当額が29,896千円増加しております。この増加の内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を追加的に認識したことによるものです。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	4,937	1,670	11,227	47,476	256,918	322,230
評価性引当額	—	—	—	△3,805	△47,476	△256,918	△308,199
繰延税金資産	—	4,937	1,670	7,422	—	—	(※2) 14,030

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金322,230千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産14,030千円を計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度（2023年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）2		290,615千円
減価償却超過額		4,041
その他		7,078
繰延税金資産小計		<u>301,736</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2		△267,712
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		<u>△6,454</u>
評価性引当額小計（注）1		<u>△274,167</u>
繰延税金資産合計		27,568
繰延税金資産の純額		<u>27,568</u>

(注) 1. 評価性引当額が42,190千円減少しております。主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少によるものです。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	33,696	—	256,918	290,615
評価性引当額	—	—	—	△10,794	—	△256,918	△267,712
繰延税金資産	—	—	—	22,902	—	—	(※2) 22,902

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金290,615千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産22,902千円を計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度 (2023年12月31日)	
法定実効税率	30.6%
(調整)	
評価性引当額の増減	△43.0
住民税均等割	1.3
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△11.1

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復に関わる債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復に関わる債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

当社は、カイクラ事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
初期売上	119,580
月額売上	541,875
従量課金売上	105,915
その他売上	896
顧客との契約から生じる収益	768,268
その他の収益	—
外部顧客への売上高	768,268

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた契約負債の残高

	当事業年度
契約負債（期首残高）	10,280千円
契約負債（期末残高）	11,274千円

契約負債は主に月額売上に関する前受金であります。当該契約負債は、「カイクラ」サービスの提供時期が到来した段階で収益として認識され、取り崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、10,280千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

当社は、カイクラ事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
初期売上	151,320
月額売上	747,481
従量課金売上	138,927
その他売上	2,440
顧客との契約から生じる収益	1,040,169
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,040,169

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた契約負債の残高

	当事業年度
契約負債（期首残高）	11,274千円
契約負債（期末残高）	14,573千円

契約負債は主に月額売上に関する前受金であります。当該契約負債は、「カイクラ」サービスの提供時期が到来した段階で収益として認識され、取り崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、11,274千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当社の事業セグメントは、カイクラ事業のみの単一セグメントであり、重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当社の事業セグメントは、カイクラ事業のみの単一セグメントであり、重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
該当事項はありません。

関連当事者情報

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

- 1 関連当事者との取引
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

- 1 関連当事者との取引
該当事項はありません。

- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1 株当たり純資産額	105.13円
1 株当たり当期純損失（△）	△50.56円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、又、1 株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 当社は、2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1 株当たり当期純損失（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1 株当たり当期純損失	
当期純損失（△）（千円）	△136,124
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純損失（△）（千円）	△136,124
普通株式の期中平均株式数（株）	2,692,320
（うち普通株式数（株））	1,149,360
（うちA種優先株式数（株））	221,080
（うちB種優先株式数（株））	138,440
（うちC種優先株式数（株））	869,680
（うちD種優先株式数（株））	313,760
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含まれなかつた潜在株式の概要	新株予約権 5 種類 (新株予約権10,096個 普通株式403,840株) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	145.58円
1株当たり当期純利益	40.45円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり当期純利益	
当期純利益（千円）	108,902
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	108,902
普通株式の期中平均株式数（株）	2,692,320
（うち普通株式数（株））	1,741,180
（うちA種優先株式数（株））	136,282
（うちB種優先株式数（株））	85,340
（うちC種優先株式数（株））	536,104
（うちD種優先株式数（株））	193,414
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかつた潜在株式の概要	新株予約権5種類 (新株予約権9,816個 普通株式392,640株) なお、新株予約権の概要是「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(単元株制度の採用及び株式分割)

当社は、2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。また、2023年10月23日開催の臨時株主総会決議により、2023年10月25日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2023年10月24日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき40株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	67,308株
今回の分割により増加する株式数	2,625,012株
株式分割後の発行済株式総数	2,692,320株
株式分割後の発行可能株式総数	10,400,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2023年10月25日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が2021年12月期の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 —</p>
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1</p> <p>買取手数料 無料</p>
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.thinca.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所 有者の氏 名又は名 称	移動前 所有者 の住所	移動前所 有者の提出会 社との関係 等	移動後所有者 の氏 名又は名称	移動後所 有者の住 所	移動後所有者 の提出会社と の関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2021年 6月2日	五十棲 剛史	東京都 港区	特別利害関 係者等（当 社の取締 役）	上山 亨	東京都港 区	特別利害関係 者等（当社の 監査役）	普通株式 50	1,364,250 (27,285) (注) 4	取締役の交 代による
2023年 8月14日	—	—	—	N V C C 8号投資 事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキ ャピタル株式会社 代表取締役社長 多賀谷 実	東京都千 代田区丸 の内二丁 目4番1 号	特別利害関係 者等（大株主 上位10名）	A種優先株式 △2,900 普通株式 2,900	(注) 5	(注) 5
2023年 8月14日	—	—	—	河邊 幸夫	東京都大 田区	特別利害関係 者等（大株主 上位10名）	A種優先株式 △1,305 普通株式 1,305	(注) 5	(注) 5
2023年 8月14日	—	—	—	東京神奈川イノベ ーション応援1号 投資事業有限責任 組合 無限責任組合員 フリーベンクキャ ピタル株式会社 代表取締役 川分 陽二	東京都中 央区日本 橋室町一 丁目10番 10号	特別利害関係 者等（大株主 上位10名）	B種優先株式 △1,923 C種優先株式 △1,562 普通株式 3,485	(注) 5	(注) 5
2023年 8月14日	—	—	—	次世代企業成長支 援1号投資事業有 限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキ ャピタル株式会社 代表取締役社長 佐伯 友史	東京都中 央区八重 洲一丁目 3番4号	特別利害関係 者等（大株主 上位10名）	B種優先株式 △1,153 普通株式 1,153	(注) 5	(注) 5
2023年 8月14日	—	—	—	D C I ベンチャー 成長支援投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 大和企業投資株式 会社 代表取締役社長 平野 清久	東京都千 代田区丸 の内一丁 目9番1 号	特別利害関係 者等（大株主 上位10名）	C種優先株式 △9,375 D種優先株式 △3,517 普通株式 12,892	(注) 5	(注) 5
2023年 8月14日	—	—	—	SBI AI&Blockchain 投資事業有限責任 組合 無限責任組合員 SBIインベストメン ト株式会社 代表取締役 北尾 吉孝	東京都港 区六本木 一丁目6 番1号	特別利害関係 者等（大株主 上位10名）	C種優先株式 △6,250 普通株式 6,250	(注) 5	(注) 5
2023年 8月14日	—	—	—	リード・グロース 3号投資事業有限 責任組合 無限責任組合員 リード・キャピタ ル・マネージメン ト株式会社 代表取締役 谷本 徹	神奈川県 横浜市港 北区新横 浜2丁目 14番8号	特別利害関係 者等（大株主 上位10名）	C種優先株式 △3,000 D種優先株式 △400 普通株式 3,400	(注) 5	(注) 5

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年8月27日	江尻 高宏	東京都文京区	特別利害関係者等（当社代表取締役社長、大株主上位10名）	株式会社ナンディ 代表取締役 江尻高宏	東京都文京区小日向一丁目23番24号	特別利害関係者等（当社代表取締役社長の資産管理会社）	普通株式 7,000	326,368,000 (46,624) (注) 6	資産管理会社設立による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度の末日から起算して2年前の日（2021年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
- DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 株式取得請求権の行使を受けたことにより、2023年8月14日付でA種優先株式5,527株、B種優先株式3,461株、C種優先株式21,742株及びD種優先株式7,844株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を38,574株交付しております。また、2023年8月17日開催の取締役会決議に基づき、自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。なお、当該優先株式の発行時の価格は、当事者間で合意した価額、またはDCF法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）により算出した価額を基に、決定いたしました。優先株式は残余財産の分配において普通株式に優先する等、権利内容が異なるため、優先株式1株の発行価格（A種優先株式は26,000円、B種優先株式は26,000円、C種優先株式は32,000円、D種優先株式は51,000円）は、普通株式1株との権利の違いを考慮した価格となっております。また、2023年8月28日開催の臨時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
6. 移動価格算定方式は次のとおりです。
- 直近取引事例価格及び類似会社比準法を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
7. 2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2022年12月26日
種類	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 149,320株
発行価格	700円 (注) 3
資本組入額	350円
発行価額の総額	104,524,000円
資本組入額の総額	52,262,000円
発行方法	2022年12月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2022年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権
行使時の払込金額	700円
行使期間	2024年12月27日から 2032年12月15日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

5. 2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。
6. 新株予約権割当契約後の退職による権利の喪失（役員及び従業員8名）により、発行数は140,520株、発行価額の総額は98,364,000円、資本金組入額の総額は49,182,000円となっております。

2 【取得者の概況】

第5回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
笹田 直紀	大阪府堺市南区	会社役員	31,000	21,700,000 (700)	特別利害関係者等 (当社取締役)
石川 祐介	東京都杉並区	会社役員	16,560	11,592,000 (700)	特別利害関係者等 (当社取締役)
大城 安則	東京都江戸川区	会社員	15,600	10,920,000 (700)	当社従業員
下沢 城司	東京都武蔵野市	会社員	11,600	8,120,000 (700)	当社従業員
高橋 慎一郎	神奈川県川崎市中原区	会社役員	10,000	7,000,000 (700)	特別利害関係者等 (当社監査役)
馬場 聖	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	会社員	9,000	6,300,000 (700)	当社従業員
阿久津 聰	東京都世田谷区	会社役員	8,000	5,600,000 (700)	特別利害関係者等 (当社取締役)
三木 聰	神奈川県横浜市神奈川区	会社役員	8,000	5,600,000 (700)	特別利害関係者等 (当社取締役)
平松 直樹	東京都世田谷区	会社役員	6,000	4,200,000 (700)	特別利害関係者等 (当社監査役)
上田 友博	兵庫県明石市	会社員	4,000	2,800,000 (700)	当社従業員
伊藤 裕貴	東京都昭島市	会社員	4,000	2,800,000 (700)	当社従業員
岡崎 貴之	茨城県つくばみらい市	会社員	2,200	1,540,000 (700)	当社従業員
小松 昇平	神奈川県横浜市瀬谷区	会社員	2,000	1,400,000 (700)	当社従業員
長岡 優子	東京都小平市	会社員	2,000	1,400,000 (700)	当社従業員
佐貫 惟	埼玉県久喜市	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
下村 駿介	埼玉県入間市	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
高橋 真人	東京都新宿区	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
八木田 隼人	埼玉県入間郡三芳町	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
岡本 光貴	神奈川県横浜市栄区	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
毛利 亮太	東京都新宿区	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
投野 慶太	東京都品川区	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
藤原 さやか	東京都世田谷区	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
藤井 香花	東京都墨田区	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
平野 那由他	千葉県流山市	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
河村 里美	東京都足立区	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
石栗 沙紀	東京都墨田区	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
添田 哲郎	東京都北区	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
岡野 江里	東京都墨田区	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
江藤 泰輝	東京都西東京市	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
久保 知佳	埼玉県さいたま市中央区	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
小島 美月	埼玉県川口市	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
山田 香織	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
緑川 裕美	埼玉県所沢市	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
石田 陽子	東京都荒川区	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
長谷川 裕司	埼玉県川口市	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
岩谷 一步	千葉県市川市	会社員	400	280,000 (700)	当社従業員
田邊 裕司	千葉県千葉市稲毛区	会社員	360	252,000 (700)	当社従業員
牧 和明	福岡県糟屋郡新宮町	会社員	200	140,000 (700)	当社従業員
青木 一康	福岡県北九州市八幡西区	会社員	200	140,000 (700)	当社従業員
濱尾 剛	千葉県松戸市	会社員	200	140,000 (700)	当社従業員
唐品 万里	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	200	140,000 (700)	当社従業員
國井 明子	東京都葛飾区	会社員	200	140,000 (700)	当社従業員
松尾 功介	埼玉県越谷市	会社員	200	140,000 (700)	当社従業員
若林 靖巳	東京都江東区	会社員	200	140,000 (700)	当社従業員

(注) 1. 2023年9月29日開催の取締役会決議により、2023年10月25日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

2. 退職等により役員及び従業員8名8,800株分の権利が喪失しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
江尻 高宏（注）1，2	東京都文京区	530,480	17.20
D C I ベンチャー成長支援投資事業有限責任組合（注）1	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	515,680	16.72
株式会社ナンディ（注）1、5	東京都文京区小日向一丁目23番24号	280,000	9.08
SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合（注）1	東京都港区六本木一丁目6番1号	250,000	8.10
東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合（注）1	東京都中央区日本橋室町一丁目10番10号	139,400	4.52
リード・グロース3号投資事業有限責任組合（注）1	神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目14番8号	136,000	4.41
N V C C 8号投資事業有限責任組合（注）1	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	116,000	3.76
スターティアレイズ株式会社（注）1	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号	104,000	3.37
株式会社J.C.O.S（注）1	東京都港区赤坂八丁目10番22号	100,000	3.24
池田 吉史（注）6	奈良県香芝市	96,000 (96,000)	3.11 (3.11)
千本 健生（注）6	東京都大田区	84,080 (48,680)	2.73 (1.58)
河邊 幸夫（注）1	東京都大田区	52,200	1.69
次世代企業成長支援1号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	46,120	1.49
石川 祐介（注）3	東京都杉並区	44,560 (44,560)	1.44 (1.44)
株式会社工芸精器製作所	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目5番8号	42,000	1.36
大樹生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	37,200	1.21
笹田 直紀（注）3	大阪府堺市南区	34,000 (34,000)	1.10 (1.10)
岡野 泰山	東京都港区	30,720	1.00
きぼう投資事業有限責任組合	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	25,000	0.81
京銀輝く未来応援ファンド2号投資事業有限責任組合	京都府京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	23,560	0.76
トビラシステムズ株式会社	愛知県名古屋市中区錦二丁目5番12号	23,560	0.76
株式会社テクニカ	大阪府大阪市北区梅田一丁目1番3号	23,560	0.76
株式会社BMO	奈良県香芝市関屋北三丁目15番53号	20,000	0.65
未来経営パートナーズ株式会社	東京都新宿区市谷八幡町2番地1	18,000	0.58

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
上田 友博（注）7	兵庫県明石市	16,000 (16,000)	0.52 (0.52)
大城 安則（注）7	東京都江戸川区	16,000 (16,000)	0.52 (0.52)
紀陽キャピタルマネジメント株式会社	和歌山県和歌山市中之島2249番地	15,720	0.51
山梨中銀S D G s 投資事業有限責任組合	山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号	15,720	0.51
株式会社エリツツホールディングス	京都府京都市中京区堀川通姉小路上る三坊堀川町55番地1	15,720	0.51
High-Value C 1st投資事業有限責任組合	広島県広島市中区銀山町3番1号	15,680	0.51
大分VCサクセスファンド6号投資事業有限責任組合	大分県大分市東大道一丁目9番1号	15,680	0.51
平林 良仁	東京都港区	15,400	0.50
サントレ株式会社	大阪府大阪市中央区南本町一丁目4番10号	12,200	0.40
松村 剛利（注）7	東京都台東区	12,000 (12,000)	0.39 (0.39)
下沢 城司（注）7	東京都武蔵野市	12,000 (12,000)	0.39 (0.39)
伊藤 裕貴（注）7	東京都昭島市	12,000 (12,000)	0.39 (0.39)
馬場 聖（注）7	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	12,000 (12,000)	0.39 (0.39)
中村 陽子	大阪府大阪市天王寺区	10,000	0.32
高橋 慎一郎（注）4	神奈川県川崎市中原区	10,000 (10,000)	0.32 (0.32)
松村 由紀夫（注）6	東京都品川区	9,600 (9,600)	0.31 (0.31)
阿久津 聰（注）3	東京都世田谷区	8,000 (8,000)	0.26 (0.26)
三木 聰（注）3	神奈川県横浜市神奈川区	8,000 (8,000)	0.26 (0.26)
西田 要介（注）7	東京都大田区	8,000 (8,000)	0.26 (0.26)
株式会社ストアソリューションズ	滋賀県草津市野路一丁目7番21号	7,880	0.26
平松 直樹（注）4	東京都世田谷区	6,000 (6,000)	0.19 (0.19)
林 慎太郎	兵庫県西宮市	5,240	0.17
長尾 剛（注）7	神奈川県横浜市鶴見区	4,000 (4,000)	0.13 (0.13)
五十畠 弘子（注）7	東京都江戸川区	4,000 (4,000)	0.13 (0.13)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
岡崎 貴之（注）7	茨城県つくばみらい市	4,000 (4,000)	0.13 (0.13)
小松 昇平（注）7	神奈川県横浜市瀬谷区	4,000 (4,000)	0.13 (0.13)
その他43名		38,000 (23,800)	1.23 (0.77)
計	—	3,084,960 (392,640)	100.00 (12.73)

- (注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 2. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
 3. 特別利害関係者等（当社の取締役）
 4. 特別利害関係者等（当社の監査役）
 5. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
 6. 当社の元取締役
 7. 当社の従業員
 8. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。なお、（ ）内は新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

株式会社シンカ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

中野秀行



指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

中瀬朋子



監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シンカの2021年1月1日から2021年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンカの2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

株式会社シンカ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤 勝也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

中瀬 朋子

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シンカの2022年1月1日から2022年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンカの2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月13日

株式会社シンカ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

井 田 ひろ ひで

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

中瀬 朋子

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社シンカの2023年1月1日から2023年12月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2023年1月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シンカの2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上